

福岡しんきん レポート2025

それいけ!
アンパンマン
©やなせたかし/フレーベル館・TMS・NTV



当金庫は、『それいけ! アンパンマン』をイメージキャラクターとして使用しています。

この街と生きていく

この街と、この街で暮らすあなたの夢をかたちにしたいから。
福岡しんきんは、これからもあなたの
いちばん身近なところでサポートし続けます。

CONTENTS

ご挨拶	2	営業のご案内	
おかげさまで100周年	3	預金業務・証券業務など	23
金庫概要	5	融資業務・サービス業務など	25
トピックス	8	資料編	27
総代会	9	開示項目	48
キーワード	11	ネットワーク	49
社会貢献	18		





理事長

野見山 幸弘

ご挨拶

盛夏の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

今年も、福岡信用金庫の経営方針・業務内容・業績・地域社会の繁栄に貢献する取組等をご紹介するディスクロージャー誌「福岡しんきんレポート2025」を作成致しました。ご高覧頂きまして、当金庫のご理解を一層深めて頂ければ幸いです。

2024年度の我が国経済は、物価上昇率が引き続き高い水準を維持し、消費者物価指数は前年同期比で上昇を続ける一方で、賃金の伸びが物価上昇に追いつかず家計の購買力が低下する状況が見られました。日銀の金融政策においても、長期にわたる低金利政策からの転換が図られ政策金利の段階的な引き上げが実施されるなど、全体として変化の中で新たな機会が生まれる一方、課題への対応が求められる1年でした。

また、当金庫の主なお取引先である中小企業におきましても、原材料価格・人件費・エネルギー価格の高騰や人手不足等が継続し、依然として厳しい状況が続いているお取引先が少なくありません。

金融面では、私共地域金融機関においては、金融政策の変更から市場金利は上昇したものの、預金利回りの上昇に比べ貸出金利回りの上昇には一定の期間を要することから、厳しい経営環境が続いております。

このような情勢のもと、私共は、「会員、お客さま、そして職員の成長と幸せのために行動し、協同組織の金融機関としてお客さまの課題解決に貢献し、持続可能な地域社会の創造に寄与する」ことを経営理念に掲げ、地域に根差した営業活動に積極的に取り組んでおります。

2025年度は、中期経営計画「～いつもそばで寄り添う存在に～」の2年度目に当たると共に、9月には創業100周年を迎える節目の年となります。創業100周年のキャッチコピーである「この街で100年 これからもこの街と共に」の気持ちで、次の100年に向けた一歩を踏み出したいと考えております。

ご承知のとおり、本店を置く福岡市は金融の激戦地ではありますが、九州の中核管理機能都市としてさらなる発展と活況が期待されております。

そのような中で、私共は、創業以来の経営の基本方針である「地域社会に奉仕し、その繁栄に貢献する」ことを実践し、地域に根差した営業活動を積極的に展開する中で、これからも円滑な金融仲介の役割を果たすよう努力して参ります。

末尾ながら、今後とも、地域の皆様のなご一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに益々のご健勝とご繁栄を祈念致しましてご挨拶とさせていただきます。

2025年7月
理事長 野見山 幸弘

おかげさまで100周年

福岡信用金庫は、大正14年(1925年)9月8日に福岡市信用組合として福岡市役所に事務所を開設・創業し、おかげさまで令和7年(2025年)9月8日に創業100周年を迎えます。これもひとえに、お客さま、地域の皆さま、関係者の方々からのご支援、ご愛顧の賜物と役職員一同、深く感謝致しております。

100周年キャッチコピー

この街で100年 これからもこの街と共に

100周年記念ロゴマーク



100周年記念ロゴは、産学連携協定を結んでいる九州産業大学の学生に制作してもらいました。福岡信用金庫と九州産業大学の学生とでヒアリングや意見交換を重ね、福岡信用金庫の想いと学生の想いが重なり合い、完成しました。お客さまはピンク色のハート、福岡しんきんは笑顔で表現しています。お客さまに寄り添い、手を取り合う姿。それは私たちの目指す「お客さまとのつながりを大切にし、お会いして心つながることに喜びを見出し、あたたかで親しみやすい存在でありつづけたい」という願いが込められています。

ブランドコンセプト

きになるしんきん

それはまるで、すくっと立った樹木のように。福岡の街にしっかりと根をはりながら、しんきんはその成長をつづけてきました。この街を支えていくこと、この街の夢をかなえていくこと、それが、私たちの成長の糧なのです。さあ、つぎの100年へ。しんきんという木が、あなたにとって、いつも気になる存在となるように。私たちは、いま以上に、大きな木になりたいのです。この街で100年 これからもこの街と共に。

メインビジュアル



100周年記念CM



福岡信用金庫 100周年記念サイト ▶ <https://www.fukuoka-shinkin.co.jp/100anniversary/>



100周年記念商品

アニバーサリー定期預金



取扱期間：2025.9.30まで

ふくしん1% (いちば) つみたて



取扱期間：2025.3.31まで (取扱終了)

100th ふくしんビッグバン定期預金



取扱期間：2025.7.1～8.31まで

100周年記念の取組み (順次企画中)

■ 映画「推しの子」タイアップ



公式LINEお友だちキャンペーン (キャンペーン期間2025.1.24まで)
アンケート回答でムビチケを100名様に抽選でプレゼント (取扱終了)

■ 博多どんたくパレードに参加



2025.5.3に開催された博多どんたくパレード。現役の役職員だけでなく、OBや職員の家族の方も含めて参加しました。

■ 地域密着おしごと体験イベント
「みらいのたからばこ」に出展



2025.3.8～9に西日本新聞社さま主催で開催されたイベントに出展
お金のワークショップ (子ども紙幣で100万円チャレンジ) を企画しました。

■ 公式instagramを開設

～当金庫のお取引先さまの絶品グルメを100選紹介～



公式instagram /



金庫概要

経営理念

当金庫は、会員、お客さま、そして職員の成長と幸せのために行動し、協同組織の金融機関としてお客さまの課題解決に貢献し、持続可能な地域社会の創造に寄与する。

基本方針

地域社会に奉仕しその繁栄に貢献する
信用を重んじ科学的経営を推進する
従業員の幸福増進と金庫の業績向上との一致を図る

当金庫概要 2025年3月31日現在

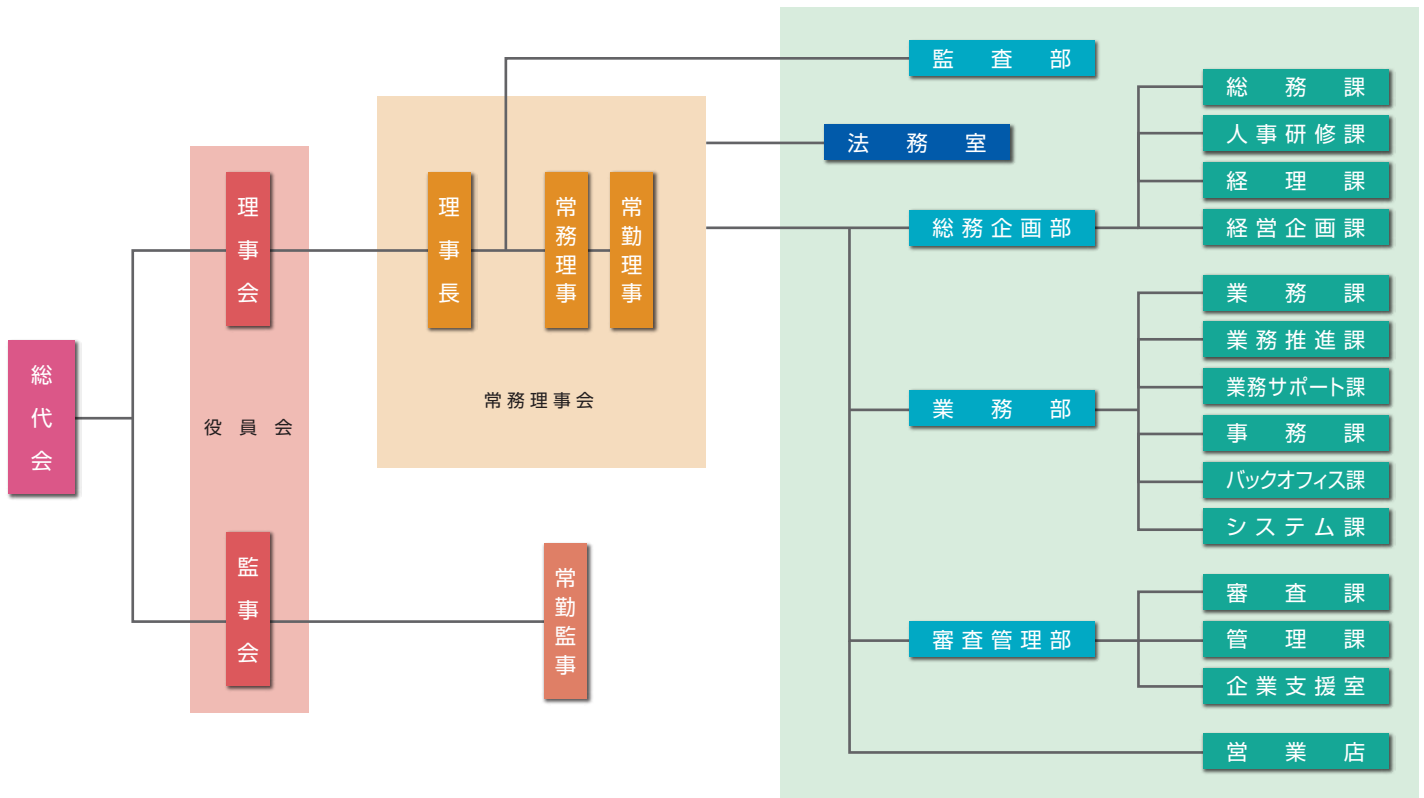
創業	業	大正14年9月8日	常勤役員数	155人(役員5人・男子職員77人・女子職員73人)
出資金	金	6億33百万円	預金	1,341億69百万円
本店所在地		福岡市中央区天神1丁目6番8号	貸出金	920億27百万円
店舗数		15店舗		

役員 2025年6月30日現在

理事長	野見山 幸弘	常勤理事	神田 健一	常勤監事	松尾 能之
常務理事	山野井 裕治	常勤理事	下川 幹生	非常勤監事 (員外監事)	井上 信也
		非常勤理事 (職員外理事)	篠原 淳		
		非常勤理事 (職員外理事)	漆間 麻紀		
		非常勤理事 (職員外理事)	安部 文仁		

会計監査人 2025年6月30日現在

和奏監査法人



金庫の主要な事業内容

1 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

2 貸出業務

- (1)貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (2)手形の割引 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形等の割引を取り扱っております。

3 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

5 附帯業務

- (1)代理及び媒介 信金中央金庫
- (2)代理業務 日本銀行歳入代理店、地方公共団体の公金取扱業務、(株)日本政策金融公庫等の業務の代理
- (3)保護預かり及び貸金庫業務 (4)有価証券の貸付 (5)債務の保証 (6)公共債の引受
- (7)公共債の窓口販売 (8)保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)
- (9)共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集) (10)スポーツ振興くじの払戻業務
- (11)電子債権記録業に係る業務

沿革

1925年 1月22日	福岡市信用組合として設立	2008年 4月	カードのIC化と生体認証システム導入
1925年 9月 8日	福岡市役所内に事務所を開設し創業 (初代組合長 立花小一郎〔第10代福岡市長〕)	2008年 6月	「医療保険」「ガン保険」の取扱開始
1934年 2月	住吉支店開設 (2005年本店住吉出張所へ変更)	2009年 6月	「自動車保険」の取扱開始 「学資保険」の取扱開始 「標準傷害保険」の取扱開始
1934年 4月	唐人町支店開設	2010年 2月	「地域金融円滑化のための基本方針」公表 「金融円滑化管理方針」公表
1938年 6月	本店新築	2010年 6月	「クローバーしんきんグループ」発足 「福岡しんきんスピードローン『はやわざ』」取扱開始
1941年 5月	薬院支店開設	2011年 2月	福岡県「子育て応援宣言」に登録 「しんきん合同商談会」出展企業募集開始
1941年 9月	停車場新道支店開設 (1959年博多駅前支店→1970年小林町支店→ 1987年博多南支店→1991年博多駅南支店へ名称 変更)	2011年 3月	東日本大震災義援金受付開始
1942年 8月	保証責任福岡信用販売購買利用組合と合併	2011年 11月	九州北部13信用金庫による 「しんきん合同商談会」開催
1942年 11月	鳥飼信用組合と合併	2012年 7月	事業地区を福岡県一円に拡張
1945年 6月	福岡空襲により本店全焼 (渡辺通5丁目にて営業再開)	2013年 2月	「でんさいネット」サービス開始
1949年 8月	西新支店開設(1968年藤崎支店へ名称変更) (2009年藤崎出張所へ変更)	2013年 9月	本店住吉出張所を本店へ統合
1950年 10月	大学前支店開設 (1959年箱崎支店→1964年馬出支店へ名称変更)	2014年 2月	当金庫イメージキャラクターに 「それいけ! アンパンマン」を採用
1951年 10月	信用金庫法に基づき信用金庫へ改組 (初代理事長 西嶋徳四郎)	2014年 5月	薬院支店リニューアルオープン
1952年 6月	大浜支店開設(1987年博多北支店へ名称変更)	2014年 12月	福岡・佐賀・長崎の5金庫合同 「シニア人材マッチング」開催
1958年 10月	六本松出張所開設 (1962年六本松支店へ名称変更)	2015年 3月	クローバーしんきんグループ 4金庫の合同研修会を実施
1958年 12月	福岡市信用金庫から福岡信用金庫へ名称変更	2015年 4月	創業90周年記念オリジナルロゴマーク使用開始 日本CIS認定協会マナーアップセミナー実施
1959年 10月	本店新築	2015年 11月	創業90周年記念イベント ファミリーミュージカル「プレーメンの音楽隊」開催
1968年 8月	井尻支店開設	2015年 12月	福岡信用金庫オリジナルCM完成
1970年 11月	香椎支店開設	2016年 4月	平成28年熊本地震災害義援金受付開始
1971年 4月	福博信用金庫と合併 福博信用金庫本店を姪浜支店に名称変更、 同西新支店(1952年開設)を西新支店とする	2016年 11月	「フリーローン オッシュョイ!」取扱開始
1971年 12月	中尾支店開設	2017年 7月	福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村及び田川郡添田町に おける災害義援金受付開始
1973年 10月	春日市収納代理金融機関に指定される	2017年 10月	六本松支店リニューアルオープン
1974年 12月	日本銀行と当座取引開始	2018年 11月	リトル・ママフェスタ×福岡しんきんin天神ツインビル 開催
1976年 12月	七隈支店開設	2019年 4月	「豪華客船飛鳥IIで巡るしんきんリレークルーズ」開催
1985年 2月	野芥支店開設	2019年 10月	令和元年台風第19号災害義援金受付開始
1987年 9月	福岡合同庁舎に共同CD設置	2020年 2月	唐人町支店 西新支店内へ移転
1990年 9月	新本店竣工(10月1日開店)	2021年 3月	当金庫のお取引先約100店舗を掲載した地域応援 ガイドブック「家族で超トク パスポートなび」発行
1994年 11月	干隈支店開設 (2005年野芥支店に統合)	2022年 1月	当金庫と筑紫女学園大学が連携協定を締結
1996年 6月	福岡市収納代理金融機関より福岡市指定代理 金融機関に指定される	2022年 3月	当金庫が福岡市音楽都市振興事業に協力
1998年 8月	福岡市公募債縁故債引受機構に加入	2022年 7月	営業店窓口の昼休み導入(一部店舗除く)
2000年 4月	大野城市収納代理金融機関に指定される	2022年 9月	藤崎出張所 西新支店内へ移転
2001年 3月	スポーツ振興くじ(toto)当選金払戻業務取扱開始	日本政策金融公庫と事業承継支援に関する連携協定 を締結	
2001年 4月	損害保険商品の窓口販売開始	2023年 10月	法人向け「ビジネスローンはやわざ」取扱開始
2002年 10月	生命保険商品の窓口販売開始	2024年 1月	「こたら送金」・「Bank Pay」取扱開始 能登半島地震災害義援金受付開始
2003年 7月	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)とATM提携開始	2025年 2月	IPPO IPPO NIPPONプロジェクトにて義援金を受付 通年ノーネクタイの導入
2005年 1月	お客さまなんでも相談室「親近館」を本店に開設		
2006年 10月	「子育て積金」「子育て教育ローン」取扱開始		
2007年 6月	印鑑照合システムの導入		
2007年 12月	第三分野保険商品の窓口販売開始		

～地域とのふれあい～
TOPICS

■1年のできごと

2024年

- 4月 1日 「アンバンマンの子育て応援定期預金・定期積金」発売
- 5月 15日 「チャレンジング定期預金」発売
(2024年8月31日終了)
- 6月 14日 「信用金庫の日」
地域清掃活動実施
街頭献血運動
- 6月 26日 第100期通常総代会を開催
- 8月 1日 「創業100周年 第1弾
アニバーサリー定期預金」発売
- 10月 1日 「金利上のせ定期預金 感謝のせて」発売
(2025年2月28日終了)
- 12月 2日 「創業100周年 第2弾 ふくしん1%(いちぱー)つみたて」発売
(2025年3月31日終了)



▲店舗周辺の清掃活動実施

▲信用金庫の日 窓口の様子



- 12月 7日 歳末たすけあい街頭募金活動・餅つき大会を開催



▲餅つき大会

▲街頭募金活動

2025年

- 2月 11日 福岡MUSIC SUMMIT協賛
- 3月 10日 能登を応援しよう定期積金「#能登のために」発売



▲福岡MUSIC SUMMIT協賛



総代会

総代会は会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。

第101期 通常総代会決議事項

2025年6月27日に開催された第101回通常総代会において右記の議案が決議されました。

- 第1号議案：令和6年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案：理事選任の件
- 第3号議案：監事選任の件

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより

選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

会 員 数

単位：名

	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
会員数	11,857	11,949	12,136
(内法人)	3,373	3,448	3,541
(内個人)	8,484	8,501	8,595

総代の任期・定数と選任方法

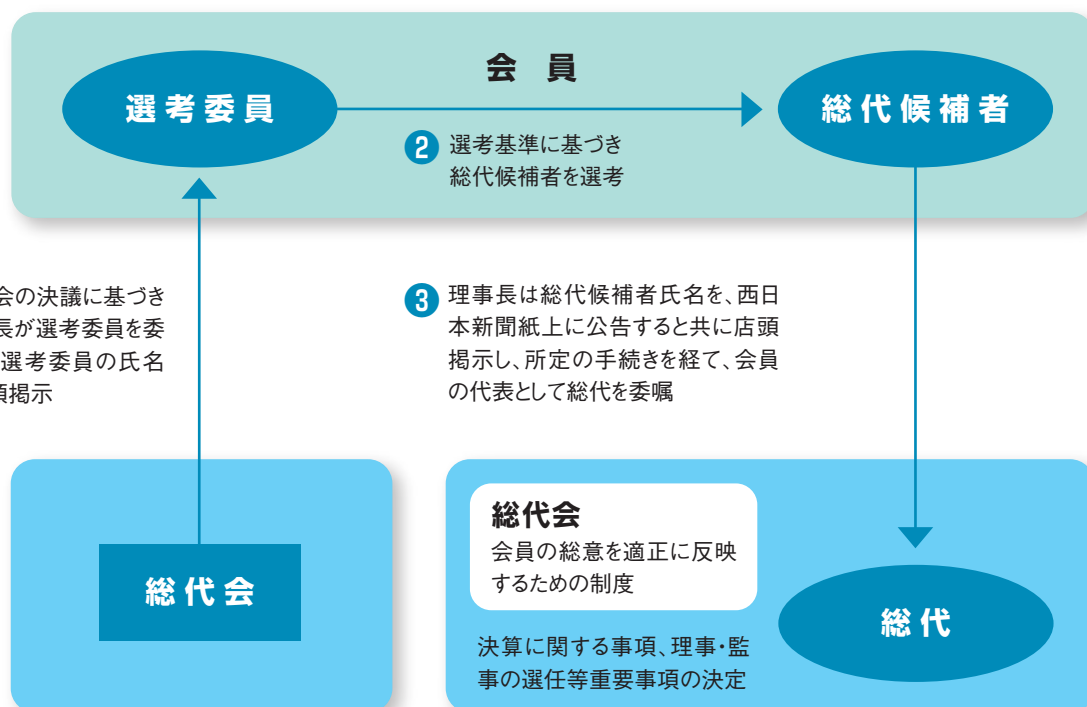
1. 総代の任期は3年、定数は90名以内です。

総代の在任期間は、3期9年または満70歳に到達後の任期満了を限度としております。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任しております。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考
- ③ その総代候補者を会員が信任
(異議があれば申し立てる)



■総代候補者選考基準



- ・当金庫の会員であること
- ・総代選任時満70歳未満であること



- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること
- ・人格、識見にすぐれ、当金庫の発展に寄与できる方
- ・当金庫の理念・使命をよく理解し、当金庫との緊密な取引関係を有する方

■総代名簿(敬称略・順不同)

2025年6月30日

お名前に記載につきましては、個人情報保護法に基づき総代の皆さまから、ご承諾をいただいております。 ※氏名の後の数字は総代への就任回数

第1区 福岡市(中央区・南区・城南区)

- 中川原 潤 ③ 別府 大力 ② 赤星 敬一 ① 副島 直一 ① 柏原 俊哉 ① 早川 和宏 ② 若菜 真一 ③ 松本 孝徳 ②
- 西山 大玄 ② 西村 真也 ③ 森 公康 ② 安永 周平 ① 溝江 成基 ② 山田 邦彦 ① 葛原 和長 ③ 井上 貴博 ③
- 大熊 秀二 ③ 金子 幸生 ① 姫野三知子 ① 禅院 祥子 ③ 金子 健二 ② 木村 聡 ② 芝原 幸太 ② 神島 扶美 ②
- 立石 宗久 ② 松田 修二 ② 永里 壮一 ① 橋本 一秀 ③ 柳 孝弘 ② 新内 一秋 ② 宮崎 了亮 ① 赤崎 重夫 ②
- 田中 正勝 ② 田崎 浩史 ① 高嶋 良行 ②

第2区 福岡市(博多区・東区)

- 秋山 俊幸 ③ 坂本 正孝 ③ 森田 浩二 ③ 川原田光展 ② 江崎 真吾 ① 松岡啓一郎 ③ 古橋 修 ① 本田 康之 ①
- 上杉 真也 ① 福田 裕聡 ① 安田香央里 ③ 賀川 優介 ② 石井 純友 ① 小口 幸士 ③ 松田 裕 ② 星原 弘征 ①
- 宮崎 祐一 ③ 愛甲 朋美 ② 箕浦 雅子 ② 吉岡 秀雄 ① 千住 由郎 ①

第3区 福岡市(早良区・西区)・糸島市

- 久我 隆 ③ 園田 裕樹 ② 新島 三行 ① 水野 秀一 ① 平岡 庸朗 ① 林 宗一 ① 柳谷 博司 ③ 松本 宗幸 ①
- 石津謙一郎 ① 久保 悦子 ① 宮崎 正百 ⑧ 平野 哲 ③ 横山 永吉 ② 中原 賢一 ② 南部 秀成 ① 海邊 義一 ①
- 青木 雅志 ① 大川孝太郎 ③ 榑 伸一郎 ③ 神田 久寿 ③

第4区 その他の地区 春日市・大野城市・筑紫野市・宗像市・太宰府市・古賀市・福津市・那珂川市・粕屋郡

- 山下 和則 ⑨ 森 繁幸 ③ 長尾 淳 ② 石井 徹 ② 末森 伸祐 ② 小林 周平 ② 樋口 繁幸 ② 若杉 優 ③
- 蒲生 和紀 ① 森田 健治 ①



<総代の属性別構成比>

※業種別の構成比は、法人代表者、個人事業主に限る。

職業別	法人代表者97%、個人事業主3%、個人0%
年代別	70代以上0%、60代34%、50代36%、40代以下30%
業種別	製造業6%、建設業26%、卸・小売業13%、不動産業21%、飲食業5%、その他29%

計86名 ●第1区35名 ●第2区21名 ●第3区20名 ●第4区10名

KEYWORD

地域の皆さまから信頼され、
健全で堅固な金融機関であり続けるための、私たちの取組みです。

福岡しんきん地域密着型金融の取組みについて

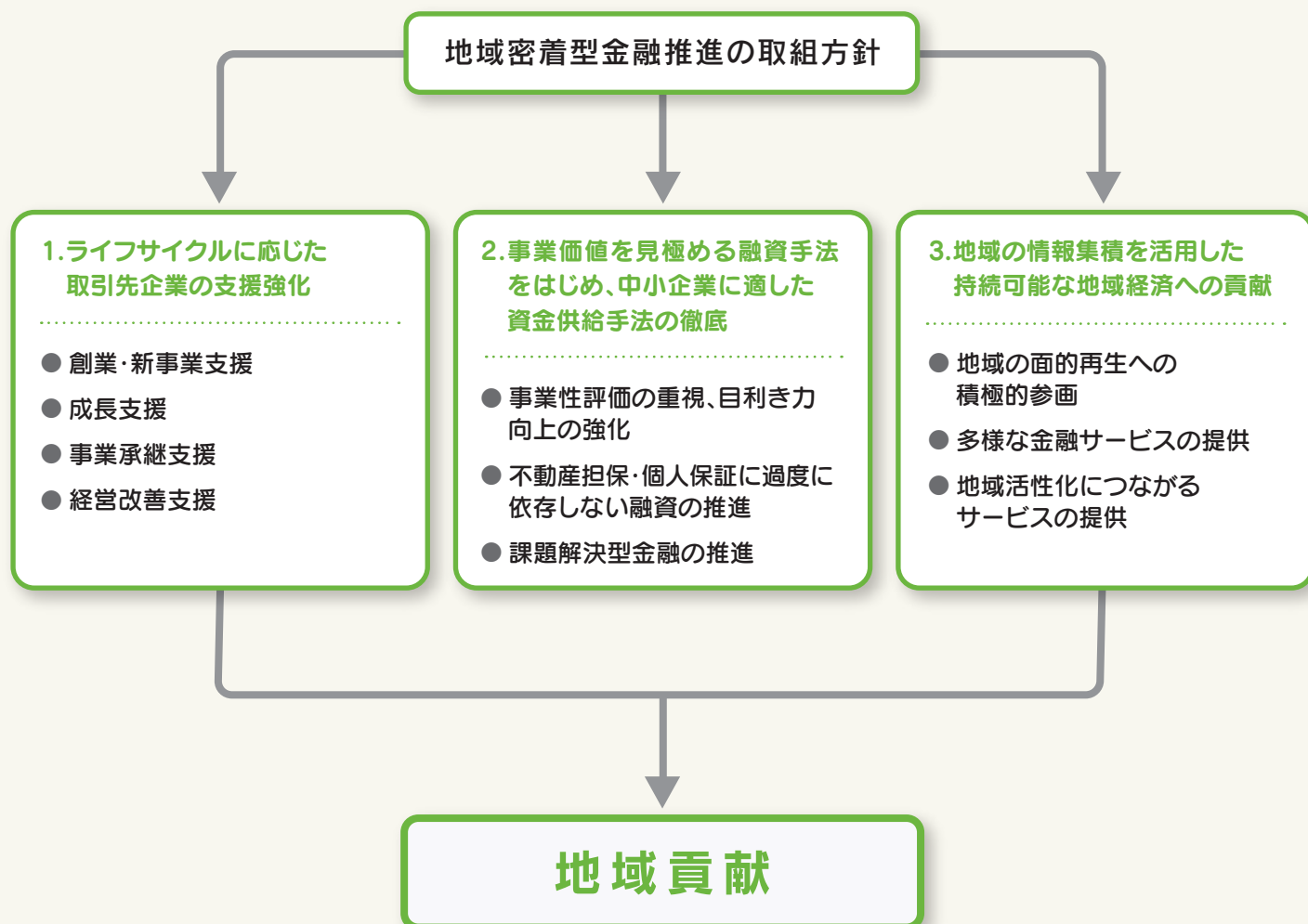
当金庫の「地域密着型金融推進」につきましては、2003年3月に金融庁より「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が発表され、当金庫も2003年度、2004年度を「集中改善期間」とし、2005年度、2006年度は、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」に基づき、福岡市及び周辺地域の中小企業、特に小規模事業者の方々の本業支援による健全な育成・再生に更に寄与すると共に、地域利用者の方々の満足度向上を目指して経営に努めてまいりました。

2024年度には、前年に引き続き地元中小企業経営者の集まりである「一般社団法人 福岡県中小企業家同友会」と金融懇話会を開催し、福岡信用金庫の地域密着型金融推進の取組

方針や事業者の抱えている課題について、相互理解を深めております。

今後も地域の成長・発展等に資する取組みの推進により、地域社会において必要とされる金融機関であり続けることを目指してまいります。福岡しんきん地域密着型金融は、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」・「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」・「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」とし、推進いたします。

●当推進の進捗状況(要約)については、当金庫のホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.fukuoka-shinkin.co.jp>



中小企業家同友会との懇話会の様子



コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当金庫は、コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置付けて態勢強化に努めております。

当金庫は、コンプライアンス態勢の確立のために、「福岡信用金庫倫理綱領」「倫理法令遵守の基本方針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」等を整備し、研修や自主勉強会を通じてその内容の周知徹底に努めております。

信用金庫業務を通じて地域社会に貢献し続けるためには、コンプライアンス態勢の確立は不可欠と認識し、以下の諸施策を実施しております。

コンプライアンスの具体的な実践計画を定めた「コンプライアンスプログラム」を各年度毎に策定し、事業計画に組み込んでおります。本部にコンプライアンス統括部署を置き担当業務を明

確にすると同時に、各部署にコンプライアンス責任者及び担当者を配置して集合研修や部署別研修の実施等コンプライアンス活動を推進しております。

また、監査部の監査項目にコンプライアンスに関する項目を盛り込み、法令等遵守態勢が適正に機能しているかをチェックし、指導しております。お客さまからの苦情や要望等についても、本部統括部署に報告する態勢を整えて対応しております。

当金庫は、今後もコンプライアンスに関する体制、規程、研修方法等について、継続的に見直しを実施し、役職員一体となってコンプライアンスに取り組んでまいります。

福岡信用金庫倫理綱領

福岡信用金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、①中小企業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕の三つのビジョンのもと、その社会的使命を自覚し、地域の課題解決と持続的発展のため尽力してきた。

これからもそうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、全国信用金庫協会制定の「信用金庫行動綱領」に則って、本倫理綱領を定めるものである。

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚ならびに責任
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 人権の尊重
6. 従業員の働き方、職場環境の充実
7. 環境問題への取組み
8. 社会参画と発展への貢献
9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

反社会的勢力に対する基本方針

福岡信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

福岡信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

①運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

②管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

③リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点からリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

④顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

⑤疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

⑥経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

⑦役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

⑧実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に行い、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

⑨顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

以上

個人情報の保護に関する体制

インターネットの急速な普及等による高度情報社会の出現により、社会のあらゆる面で個人の情報が、日常的かつ一般的に流通し、行政機関や企業に集積され、重層的に活用されるようになってきました。このような状況下で、個人は、高度なサービスを享受できる反面、自己の情報が漏洩したり、本来の目的とはか

離れた利用がなされる等、その権利が著しく侵害される危険性に直面しています。

そこで、2005年4月1日、個人情報の有用性と個人の権利利益のバランスを図ることを目的とした「個人情報保護法」が、全面施行されました。

当金庫は、2005年4月1日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに則して、「個人情報の保護と利用に関する規程」「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」「個人情報安全管理規程」「個人データ安全管理取扱規程」「個人情報開示請求等取扱要領」「個人情報の漏洩事案等への対応要領」を制定しております。

右ページに当金庫の「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を掲載します。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

2025年4月1日 福岡信用金庫

1.個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。)、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1)身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるような変換したデータ
(例)顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2)国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
(例)運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2.個人情報等の取得・利用について

1)個人情報等の取得

●当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関等のお借入状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

●お客様の個人情報は、

- ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

2)個人情報等の利用目的

●当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

●お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A.個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

(業務内容)

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため(お取引解約・終了後に行うものも含みます)
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B.特定個人情報等の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑧預金口座付番に関する事務のため
 - ⑨住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑩公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
 - ⑪災害時及び相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
 - ⑫本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3.個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4.個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。)があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5.個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2)取得・利用・保管・移送・消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれをおそれ把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱いについて、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6)アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

(リンクについて)

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

(クッキーについて)

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っていません。クッキーとは…クッキーとは、お客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6.委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7.個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客様のご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください(ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます)。

8.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

個人情報等に関する
相談窓口

福岡信用金庫 総務企画部 総務課
住所:〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目6番8号
電話番号:092-751-4732 FAX:092-751-4838
Eメール:soumuka@fukuoka-shinkin.co.jp

金融の自由化、国際化、金融技術の発展などにより、金融機関の業務はますます多様化し、飛躍的に拡大しています。一方で金融機関を取り巻くリスクも複雑化、多様化し、量的にも増大しており、経営においてリスク管理の重要性が高まっています。当金

庫では、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、収益力の向上と健全性維持の双方をバランスよく両立し得る経営を目指し、「統合的リスク管理」を行い、総合リスク管理委員会が中心となって適切なリスク管理体制の構築に努めています。

統合的リスク管理

各部門が抱えるリスクを可能な限り統一的な尺度で計測し、リスク量を総体的に捉え、リスクの総量を自己資本と対比し、金融機関の経営体力に収まるよう管理することをいいます。

信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫においては、資産の健全性維持のため、貸出審査部門と営業推進部門を分離する体制をとり、貸出取引については、個別案件毎に厳格な審査を行っているほか、与信集中・大口貸出防止のため「貸出審査会」を随時開催し、信用リスク管理に努めています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクが含まれます。

当金庫においては、預金等の資金調達と貸出金等の資金運用についての金利動向を把握し、金利変動があっても安定した収益を維持できるよう資産・負債のバランスを取りながら効率的な資金運営に努めています。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫においては、事務ミスや事故防止のため、内部事務取扱規程等の改定・整備、事務機器等の更新に加え、年間スケジュールによる事務研修・勉強会の実施等により職員の事務処理能力の向上に努め、事務の正確性を確保するとともに、監査部が営業店に対し臨店監査を実施する一方、営業店においても毎月店内検査を実施し、事務リスク管理や事故の未然防止に努めています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫においては、しんきん共同センターのオンラインシステムを利用して日常業務を行っており、災害時の対応、コンピュータウィルス対策、システムの安全管理等各システムのバックアップには万全の体制で対応しているほか、サイバーセキュリティも重要な事項と捉え、対応しています。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または総務企画部総務課で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の連絡先へお申し出ください。

申出窓口等	各営業店の窓口・電話・手紙・FAX・Eメール	
所在地	・各営業店の所在地(ホームページに掲載)	・総務企画部 総務課の所在地 福岡信用金庫 総務企画部 総務課 〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目6番8号
電話番号	・各営業店の電話番号(ホームページに掲載) *受付時間/9:00~17:00(当金庫営業日)	・総務企画部 総務課の電話番号 092-751-4732 *受付時間/9:00~17:00(当金庫営業日)
FAX	・各営業店のFAX番号(ホームページに掲載)	・総務企画部 総務課のFAX番号 092-751-4838
Eメール	・総務企画部 総務課のEメールアドレス soumuka@fukuoka-shinkin.co.jp	

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」や「九州北部地区しんきん相談所」等でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務企画部総務課にご相談ください。

申出窓口等	全国しんきん相談所 (一般社団法人 全国信用金庫協会)	九州北部地区しんきん相談所 (一般社団法人 九州北部信用金庫協会)
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-10-4
電話番号	03-3517-5825	092-481-8815
受付時間	月~金(祝日、その他信用金庫の休業日を除く) 9:00~17:00	月~金(祝日、その他信用金庫の休業日を除く) 9:00~12:00/13:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5. 福岡県弁護士会のほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務企画部総務課または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

福岡県弁護士会紛争解決センター等

名称	天神法律相談センター	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
住所	〒810-0001 福岡市中央区天神 3-4-8(天神重松ビル2階)	〒803-0816 北九州市小倉北区 金田1-4-2(北九州弁護士会館内)	〒830-0021 久留米市篠山町 11-5(筑後弁護士会館内)
電話番号	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受付時間	月~金曜日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~13:00	月~金曜日 9:00~12:00 13:00~17:00	月~金曜日 9:00~17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務企画部総務課にお尋ねください。

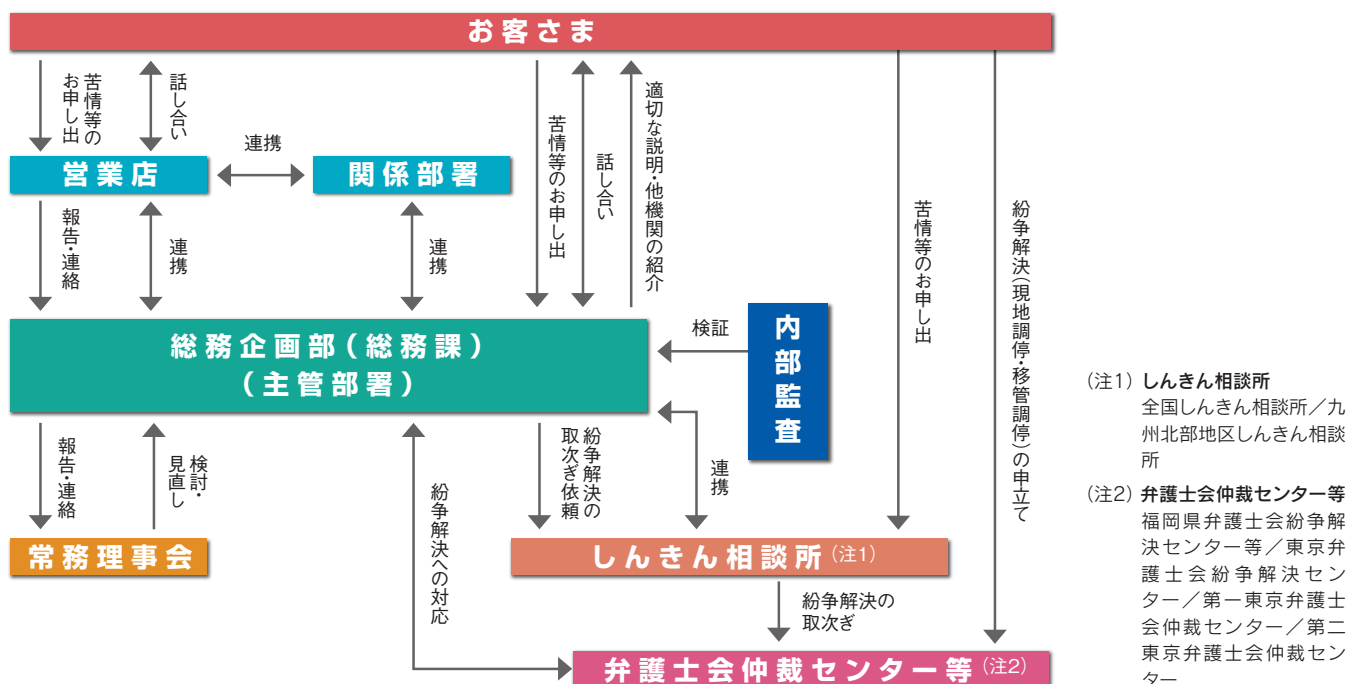
■東京弁護士会等

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 間	月～金 9:30～12:00、 13:00～16:00	月～金 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金 9:30～12:00、 13:00～17:00

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務企画部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務企画部総務課が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務企画部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所や九州北部地区しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



社会貢献～地域貢献～

当金庫の地域経済活性化の取組みについて

当金庫は、福岡市を主な営業エリアとして、地域の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地域のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地域で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小・小規模企業や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

当金庫は地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただいております。お客さまの大切な財産の運用を安全かつ、確実にいき、気軽にご利用いただくために、目的や期間に応じた各種預金を取り揃えております。

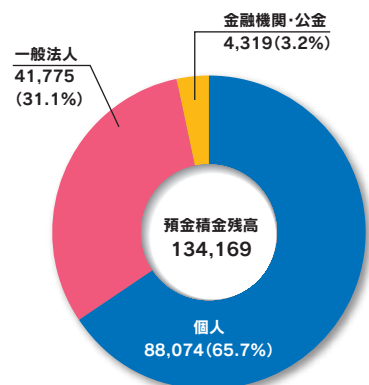
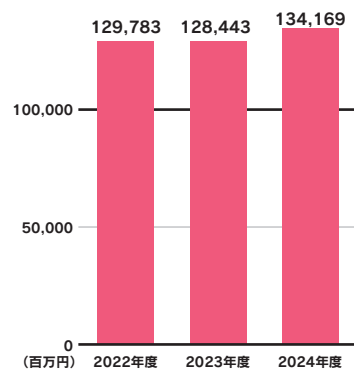
今後も新商品の開発や一層のサービス充実に努めてまいります。



■ 預金積金残高 134,169百万円

預金積金残高

(単位:百万円)



貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

お客さまからお預かりした預金積金は、お客さまのさまざまな資金ニーズにお応えし、地域の中小企業の健全な発展や豊かな暮らしのお手伝いをするのが、当金庫の大切な使命と考え、円滑な資金を供給する形で、お客さまや地域社会へ還元を行っております。

また、貸出金につきましては小口多数の原則を心がけております。

■ 貸出金残高 92,027百万円

■ 預金積金残高に対する貸出金残高の割合(預貸率) 68.59%

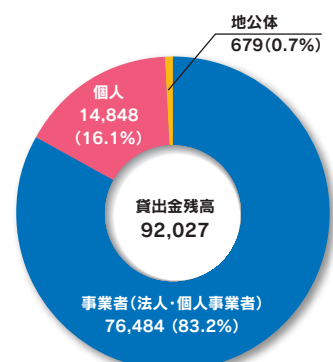
貸出金残高

(単位:百万円)



貸出金内訳

(単位:百万円)



2021年4月に取扱いを開始した社員応援ローン「シャイン」。当金庫とお取引のある事業所にお勤めのみなさまを応援したい、キラリと輝くお取引先をサポートしたい、寄り添いたい、という想いでネーミングしました。

2024年度の決算に関する事項

中期経営計画「～いつもそばで寄り添う存在に～」の初年度にあたり、「会員、お客さま、そして職員の成長と幸せのために行動し、協同組織の金融機関としてお客さまの課題解決に貢献し、持続可能な地域社会の創造に寄与する」ことを経営理念に掲げ、地域に根差した営業活動に積極的に取り組んでまいりましたが、コロナ関連貸出の返済が進んだことなどにより、期末貸出金残高は920億円(前期比20億円・2.1%減少)となりました。一方定期預金の新商品を順次発売して個人預金の獲得に努めたことなどにより、期末預積金残高は1,341億円(前期比57億円・4.4%増加)となりました。

収益面においては、貸出金利息収入の減少、預積金支払利息の増加、経費の増加、与信関連費用の増加などから、2024年度の当期純利益は前期比134百万円減益の46百万円となりました。金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率は、9.36%と国内基準4.00%を大きく上回っております。

福岡市に本店を置く唯一の信用金庫として、創業以来の経営の基本方針である「地域社会に奉仕し、その繁栄に貢献する」ことを目標に、地域に根差した営業活動を積極的に展開し、地域になくってはならない信用金庫であり続けるよう役職員一同全力を尽くしてまいります。

中小企業者の方々への経営支援等

当金庫の主な営業エリアである福岡市の景気は、緩やかな回復がみられますが、当金庫お取引先である中小企業におきましては、人件費・資源価格の高騰等の要因から倒産件数は増加しつつあります。

そうした中、当金庫は創業以来「地域社会に奉仕し、その繁栄に貢献する」という基本方針のもとSDGsについて宣言しています。「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」をテーマに掲げ、地域のための金融機関として、更なる地域の課題解決に取り組み、持続可能な地域社会の実現に努めてまいります。また、地域の中小企業の皆さまと共存共栄の関係を構築するため、「パートナーシップ構築宣言」を公表しています。

また、地元の大学との連携につきましては、筑紫女学園大学と九州産業大学との連携の枠組みを通じて、若い力やアイデア

を借りながら、お客さまの経営課題の解決に努めております。

筑紫女学園大学とは、「社長のかばん持ち体験」を実施させていただきました。学生さんが地域の中小企業経営者と行動を共にすることで、中小・小規模企業の魅力を知っていただくとともに、学生さん自身の「キャリアデザイン」形成に役立てていただくことを目標に実施したものです。

九州産業大学とは、福岡信用金庫100周年「ロゴマーク」、「記念キャラクター」を依頼しました。同大学授業の中で多数の学生よりロゴマークのプレゼンを経て、最終選考により1名の学生のデザインに決まりました。

当金庫は地域金融機関として、お取引先への経営支援や地域社会の課題解決を通じて、持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。



▲筑紫女学園大学「社長のかばん持ち体験」



▲九州産業大学「ロゴマーク」プレゼン

クローバーしんきんグループ

クローバーしんきんグループの活動

「クローバーしんきんグループ」は、福岡・筑豊地区の4金庫(飯塚・遠賀・田川・福岡)を構成メンバーとして、2010年6月1日に発足しました。

私たちは、加盟各金庫の独自性を尊重しつつ、相互の連携を深めていくことにより、場合によっては、1金庫では成し得ない総合的金融サービスを提供させていただき、地域の経済、社会に貢献することを目指しています。



シンボルマーク

豊穡の象徴の四つ葉のクローバーと幸運の象徴のてんとう虫で、4つの信用金庫とその連携・協力を表現。

福岡信用金庫 SDGs宣言

福岡信用金庫は、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」に賛同し、SDGsの達成に向けた取組みを行っていくことを宣言いたします。

2024年2月1日

福岡信用金庫におけるSDGsに関する取組み

テーマ	主な取組事例
<p>1. 中小企業の健全な発展</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業課題解決支援 専門家派遣、M&A支援、事業承継支援 助成金・補助金の情報提供、申請支援 産学連携支援 ● 販路拡大支援 しんきん合同商談会、各種ビジネスマッチング支援 福岡しんきんクーポン「ふくポン」発行
<p>2. 豊かな国民生活の実現</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世帯がより働き易い職場作りの推進 育児・介護休業規定の改定 ● 教育・文化活動 福岡県子育て応援企業に登録 福岡市音楽都市振興事業への協力 福岡ミュージックサミットへの協賛 教育機関での金融に関する講義・パネルディスカッション実施 社長のかばん持ち体験(インターンシップ事業)実施 ● 子供食堂への寄付 ● ATMのユニバーサルデザイン化 ● 電話リレーサービスの実施
<p>3. 地域社会の繁栄への奉仕</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動 「信用金庫の日」地域清掃活動・街頭献血運動 チャリティ餅つき大会、災害義援金受付、災害ボランティア参加 ● 地域の行事 博多どんたく、博多祇園山笠に参加 地域夏祭り、花火大会等に参加 ● ペーパーレス、省電力化の推進 ● グリーンボンドへの投資

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会を実現するための17のゴールと169のターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。福岡信用金庫は、創業以来「地域社会に奉仕し、その繁栄に貢献する」という基本方針のもと地域貢献に資する活動を実施してきました。当庫の理念である相互扶助の精神は「持続可能な開発目標 (SDGs)」への取組みそのものです。今後も地域のための金融機関として、更なる地域の課題解決に取り組み、持続可能な地域社会の実現に努めて参ります。

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。

同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めると判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」

項目	2024年度
新規に無保証で融資した件数	870件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	45.12%
保証契約を解除した件数	46件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

文化的・社会的貢献に関する事項

地域行事

- 博多どんたくへの参加
- 博多祇園山笠への参加



▲博多どんたく

教育・文化活動

- 初めての終活セミナー開催
- ふくおかよかもん展示商談会参加

地域活性化活動

- 営業店でのお取引先応援活動および購買支援
- 年金感謝デー用の全てのお菓子を取引先より採用

社会貢献活動

- 信用金庫の日(毎年6月15日)清掃活動
※2024年は休日の為6月14日に実施
- 〈六本松支店〉
チャリティ餅つき大会へ近隣金融機関との参加
- 歳末たすけあい街頭募金活動・餅つき大会を開催

環境保全活動

- EVスクーターの導入
- グリーンボンドへの投資

環境保全活動への取り組みの一環として、2024年度にグリーンボンド(社債)への投資を行いました。

グリーンボンドとは、社債を発行して得る資金を再生可能エネルギー事業などの地域環境への貢献が期待されるプロジェクト(適格グリーンプロジェクト)に限定する普通社債です。



▲博多どんたく

▼街頭募金活動



▲EVスクーターの導入

▼六本松支店 チャリティ餅つき大会



▲清掃活動



▲年金感謝デーのお菓子

▼街頭募金活動・餅つき大会(福岡大学和太鼓部のみなさん)



営業のご案内 預金業務・証券業務など

お客さまの貯蓄ニーズに応じて、生活設計や企業経営を応援する新商品を提供していきます。

福岡しんきんの ICキャッシュカード

- 偽造やスキミング(不正な読み取り)が困難なように「ICチップ」を搭載し、より安全性を高めたキャッシュカードです。
- 当金庫のカードは「ICチップ」と「磁気ストライプ」の両方の機能を有する併用型カードです。



©やなせ・F・T・N

100thふくしん ビッグバン 定期預金

〈取扱期間〉
2025年7月1日(火)～
2025年8月31日(日)

※期間限定商品です。

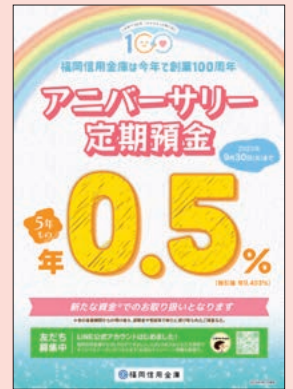


- お預け入れ期間 1年(自動継続)
- お預け入れ金額 10万円以上、上限はありません

アニバーサリー 定期預金

〈取扱期間〉
2025年4月1日(火)～
2025年9月30日(火)

※期間限定商品です。



- お預け入れ期間 5年(自動継続)
- お預け入れ金額 10万円以上、上限はありません

にこにこ定期預金

〈取扱期間〉 ※期間限定商品です。
2025年4月1日(火)～2025年9月30日(火)

- にこにこ定期預金1
当金庫で年金・給与をお受取りのお客さま
当金庫で年金予約をしていただいたお客さま
- にこにこ定期預金2
当金庫で口座を開かれたお客さま

- お預け入れ期間 1年(自動継続)
- お預け入れ金額
にこにこ1 / 10万円以上1,000万円以内 にこにこ2 / 10万円以上、上限はありません



子育て応援 定期性商品

22歳以下のお子さまがいらっしゃるお客さまへ

2種類をご用意しています

- 毎月こつこつ貯めるタイプ(定期積金)
- まとめて預けるタイプ(定期預金)



定期積金通帳



普通預金(総合口座)通帳



定期預金通帳

©やなせ・F・T・N

■預金業務

種類	内容	預け入れ期間	預け入れ金額
定期性総合口座	必要時には定期預金と定期積金の掛込額の90%、または最高300万円のうちいずれか少ない金額まで自動的に融資がご利用いただけます。		
普通預金	給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いなど、日常のお財布代わりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
定期預金	すべて自動継続扱いで、たいへん便利です。	3カ月・6カ月・1年～5年	10,000円以上 (初回のみ30,000円以上)
定期積金	すでにご利用の定期積金もセットできます。	1年～5年	1,000円以上
貯蓄預金	10万円型	出し入れ自由	1円以上
	30万円型		
	個人のお客さまがご利用できます。余裕資金を有利に運用できます。		
	普通預金と同じように自由にお引き出しできますが、1カ月あたり5回を超えますと手数料がかかります。		
大口定期預金	金融市場の金利動向に応じて金利が決められ、大口資金の運用にご利用いただけます。	1カ月以上5年以内	1,000万円以上
スーパー定期	自由金利の定期預金。お手持ちの大切な預貯金をより有利にふやせます。3・4・5年ものは、半年複利でさらに有利。	1カ月以上5年以内	100円以上
自由金利型 期日指定定期預金	お預け入れ後1年経過すると、1カ月前のご連絡でいつでもお引き出しになります。	最長3年(据置期間1年)	100円以上300万円未満
変動金利定期預金	お預け入れ日から6カ月ごとに利率が変動する定期預金です。どなたでもご利用いただけます。ただし期間3年の複利型は個人の方のみご利用いただけます。	1年以上3年以内	100円以上
財形預金	勤務先の財形制度を通じて財産づくりができます。給与と天引き積立てですから、無理なく貯められます。		
一般財形預金	貯蓄目的は自由です。1年複利であり、必要に応じて自由にお引き出しができます。	3年以上	1,000円以上
財形年金預金	財形住宅預金と合計して550万円まで非課税。年金資金を貯める預金です。	5年以上	
財形住宅預金	マイホーム取得や増改築のプランとしてご利用いただけます。財形年金預金と合計して550万円まで非課税。	5年以上	
自由金利型定期積金 (スーパー積金)	計画貯蓄に最適です。市場金利などの変動に伴い適用金利が決定されます。	1年～5年	1,000円以上
譲渡性預金(NCD)	まとまった資金を運用できる預金です。満期日以前に譲渡もできます。	2週間以上2年以内	5,000万円以上

その他 ●当座預金 ●普通預金 ●決済用普通預金 ●通知預金 ●納税準備預金

■証券業務等

種類	内容	購入金額
国債等公共債 窓口販売	個人向け国債、福岡市公募公債の取扱いを行っております。	10,000円以上

営業のご案内

融資業務・サービス業務など

お気軽に
ご相談ください

お客様のニーズやライフプランにあわせた各種ローンおよびサービスをご用意しています。

融資業務

■各種ローンのご案内

住宅ローン

住宅ローンキャンペーン
固定金利 年 1.125%
変動金利 年 2.00%
変動金利 年 1.80%

マイカーローン

マイカーローン
6か月 年 1.9%
WEB申込+きょうぎる+クレジットカード申込セット限定

教育ローン

教育ローンキャンペーン
固定金利 年 1.9%
WEB申込+きょうぎる+クレジットカード申込セット限定

リフォームローン

リフォームローンキャンペーン
変動金利 年 2.7%
WEB申込+きょうぎる+クレジットカード申込セット限定

カードローン

カードローン
きょうぎる 500
0120-99-8761

社員(シャイン)応援ローン

社員(シャイン)応援ローン
お申込みの流れ
ローンプランはいつでもOK!

フリーローン「オッショイ！」

フリーローン「オッショイ！」
3.8%
13.5%
返済総額 800万円

フリーローン「はやわざ」

個人事業者専用 スピードローンはやわざ
法人専用 ビジネスローンはやわざ

法人専用

■事業資金融資のご案内

手形割引／手形貸付
証書貸付／当座貸越

皆様のご事業の発展にお役立て下さい(運転資金、設備資金)。また、福岡市、県などの低金利制度融資、国などの代理貸付もご用意しています。

商品ご利用にあたっての留意事項

金融機関の商品には変動金利商品のように金利が上下する商品や、繰上げ返済による繰上げ返済手数料を求められる商品、また保証会社を保証とすると融資にはお利息のほか、保証料が必要となる場合等がございます。お申し込みの際のサービス内容を職員におたずねいただきお客さまの目的にあった商品をお選びください。

サービス業務

キャッシュカードサービス

■ 信用金庫や銀行、ゆうちょ銀行で

当金庫全店のATMで、キャッシュカードによる引き出しやご入金などがご利用になれるほか、全国の信用金庫、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、労働金庫など「全国キャッシュカードサービス(MICS)」マークのある金融機関およびゆうちょ銀行の自動機をご利用になれます。

しんきんのキャッシュカードがあれば、全国のしんきんATMでも、平日の日中のご利用手数料が無料です。

MICS加盟の全国の都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合等の自動機で振込や、第二地方銀行、信用組合、労働金庫のキャッシュカードによる入金もできます。

■ セブン-イレブンやローソンで

当金庫のキャッシュカードは、セブン銀行ATMおよびローソン銀行ATMでもご利用になれます。また、ローソン銀行ATMに限り、法人キャッシュカードもご利用いただけます。

● サービス内容

お引き出し、ご入金、残高照会

● ご利用時間

平日 0:00~24:00
土曜日 0:00~22:00
日曜日 8:00~24:00
祝日 0:00~24:00

● ご利用手数料

お引き出し、ご入金は1件につき110円(含 消費税)
残高照会は、無料でご利用いただけます。



保険／共済の窓口販売

お客様のライフプランにあわせた商品をラインナップに取り揃えております。

2025年6月現在

保険種類	保険商品名
終身保険	しんきんらいふ終身MY エブリバディII (円建) しんきんらいふ終身MY エブリバディプラス (外貨建) えらべる外貨建一時払終身 しんきんらいふ終身FS (円建)
学資保険	アフラックの夢見ることもの学資保険
年金保険	しんきんらいふ年金FS
定期保険	ハローキティの定期保険
傷害保険	しんきんの傷害保険 (標準傷害保険 基本プラン・標準傷害保険 キッズプラン)
住宅ローン関連の長期火災保険	しんきんグッドすまいる (金融機関向け個人用火災総合保険)
住宅ローン完済専用の火災保険	安心あっとホーム
債務返済支援保険	しんきんグッドサポート (債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険)
医療保険	しんきんの医療保険 手軽に備える医療保険REASON 健康をサポートする医療保険 健康のお守り 新・健康のお守り ハート
がん保険	しんきんのがん保険 あなたに寄り添うがん保険 ミライト 健康をサポートするがん保険 勇気のお守り
介護保険	しんきんの介護保険 アフラックのしっかり頼れる介護保険
変額保険	ユニット・リンク介護プラス
共済	日本フルハップ

スポーツ振興くじ(toto・BIG・WINNER)の払戻しサービス

スポーツを通じた地域貢献の一環として、スポーツ振興くじtoto・BIG・WINNERの払戻業務のお取り扱いをしています。

貸金庫

預金証書、権利証書、貴金属など、お客さまの大切な財産を安全にお預かりいたします。本店の貸金庫は、土・日・祝日(正月三が日を除く)もご利用できます。

夜間金庫

お店の売上金などを当金庫の営業時間終了後、その日のうちにお預かりし、翌営業日に自動的にご指定口座にご入金いたします。

でんさい

手形の代替や売掛債権の流動化を図り、安全・簡易・迅速に支払や譲渡等を行うことができます。

デビットカードサービス

お手持ちのキャッシュカードでお買物代金の支払いができます。(J-デビット)
また、ローソンの店舗でのお支払いにも当金庫のキャッシュカードがご利用になれます。(ローソンデビット)



法人インターネットバンキング

インターネットを使い、残高照会や振込などがご利用になれます。

個人インターネットバンキング

スマートフォンで残高照会や振込などがご利用になれます。

しんきんバンキングアプリサービス

スマートフォンアプリで口座残高や入出金明細を確認することができます。



ペイジー

公共料金や携帯電話料金、自動車税・国民年金保険料等のお支払いが、請求書や納付書と現金を窓口にお持ちいただくなくとも、インターネットバンキングから支払うことができます。



内国為替サービス、クレジットカード(キャッシングサービス)など

Fukuoka Shinkin REPORT

2024年度における事業の概況

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月27日

福岡信用金庫

理事長 野見山 幸弘

監査報告書

2025年6月27日開催の第101期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、和奏監査法人の監査を受けております。

①事業の方針

2024年度は、中期経営計画「～いつもそばで寄り添う存在に～」の初年度にあたり、「会員、お客さま、そして職員の成長と幸せのために行動し、共同組織の金融機関としてお客さまの課題解決に貢献し、持続可能な地域社会の創造に寄与する」ことを経営理念に掲げ、地域に根差した営業活動に積極的に取り組んでまいりました。

なお、当金庫は理事並びに職員の職務の執行が法令及び定款に適合した適正なものとなるように、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づいて「内部統制基本方針」を定めております。この基本方針のもとに「統合的リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」等の諸規程を整備し、2024年度においても、理事会、常務理事会、総合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等を定期的に開催し、適正な業務の執行に努めてまいりました。

②金融経済環境

2024年度の我が国経済は、物価上昇率が引き続き高い水準を維持し、消費者物価指数は前年同期比で上昇を続ける一方で、賃金の伸びが物価上昇に追いつかず家計の購買力が低下する状況が見られました。日銀の金融政策においても、長期にわたる低金利政策からの転換が図られ政策金利の段階的な引き上げが実施されるなど、全体として変化の中で新たな機会が生まれる一方、課題への対応が求められる1年でした。

また、当金庫の主なお取引先である中小企業におきましても、原材料価格・人件費・エネルギー価格の高騰や人手不足等が継続し、依然として厳しい状況が続いているお取引先が少なくありません。

金融面では、私共地域金融機関においては、金融政策の変更から市場

金利は上昇したものの、預金利回りの上昇に比べ貸出金利回りの上昇には一定の期間を要することから、厳しい経営環境が続いております。

③実績

当金庫の2024年度の業績につきまして、貸出金は、お取引先の資金繰り支援に積極的に取り組んでまいりましたが、コロナ関連貸出の返済が進んだことなどにより、2024年度末の貸出金残高は920億円、前期比20億円・2.1%減少となりました。

預積金は、「チャレンジング定期預金」、「アニバーサリー定期預金」を発売するなど、個人預金の獲得に努め、2024年度末の預積金残高は1,341億円、前期比57億円・4.4%増加となりました。

収益面におきましては、貸出金利息収入の減少、預積金支払利息の増加、経費の増加、与信関連費用の増加などから、2024年度の当期純利益は前期比134百万円減益の46百万円となりました。

なお、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率は、9.36%と国内基準4.00%を大きく上回っております。

④事業の展望及び当金庫が対処すべき課題

2025年度の我が国の経済見通しにつきましては、物価上昇が落ち着く中で個人の消費拡大により内需主導の成長が期待されるものの、海外経済の不確実性や米国政府の関税政策が国内経済に与える影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況です。

こうした中、当金庫におきまして2025年度は、中期経営計画「～いつもそばで寄り添う存在に～」の2年度目に当たると共に、9月には創業100周年を迎える節目の年となります。創業100周年のキャッチコピーである「この街で100年、これからもこの街と共に」の気持ちで、次の100年に向けた一歩を踏み出したいと考えております。

福岡市は、九州の中核管理機能都市として益々の発展と活況が期待されております。そのような中で、福岡市に本店を置く唯一の信用金庫として、創業以来の経営の基本方針である「地域社会に奉仕し、その繁栄に貢献する」ことを目標に、地域に根差した営業活動を積極的に展開し、地域になくてはならない信用金庫であり続けるよう役職員一同全力を尽くしてまいります。

主要な経営指標の推移

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益(千円)	2,341,389	2,482,380	2,441,072	2,450,635	2,486,276
経常利益(〃)	300,196	67,732	297,057	263,274	76,654
業務純益(〃)	331,673	117,603	312,605	368,680	194,352
当期純利益(〃)	292,030	310,841	252,930	181,475	46,869
出資総額(百万円)	661	655	647	640	633
出資総口数(口)	1,322,446	1,311,356	1,294,672	1,281,482	1,267,250
純資産額(百万円)	7,569	7,662	7,202	7,021	5,774
総資産額(〃)	143,658	149,718	149,910	153,361	152,080
預積金残高(〃)	124,076	128,180	129,783	128,443	134,169
貸出金残高(〃)	90,052	94,061	94,275	94,063	92,027
有価証券残高(〃)	24,310	26,683	27,849	26,972	26,597
単体自己資本比率(%)	7.36	7.55	7.60	7.88	9.36
出資に対する配当金(出資一口当り)(円)	19	14	14	14	14
職員数(人)	151	150	149	148	150

(注) 残高計数は期末現在。総資産額は債務保証見返額を含んでおります。

「業務純益」とは金融機関の基本的な業務に係る利益を表しております。

「単体自己資本比率」は信用金庫法第89条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

貸借対照表

資産の部

単位：千円

科 目	2023年度	2024年度
(資産の部)		
現金	3,604,585	1,226,235
預 け 金	21,420,670	24,581,519
金 銭 の 信 託		
有 価 証 券	26,972,718	26,597,877
国 債	4,879,167	5,269,151
地 方 債	5,477,059	5,240,322
短 期 社 債		
社 債	9,009,169	9,024,510
株 式	338,651	256,558
そ の 他 の 証 券	7,268,670	6,807,333
貸 出 金	94,063,008	92,027,551
割 引 手 形	454,905	329,998
手 形 貸 付	7,483,879	7,375,846
証 書 貸 付	84,481,013	82,525,100
当 座 貸 越	1,643,209	1,796,605
そ の 他 資 産	956,009	970,168
未 決 済 為 替 貸	63,527	50,805
しんきん中金出資金	748,100	748,100
前 払 費 用	11,638	10,533
未 収 収 益	107,332	123,298
そ の 他 の 資 産	25,410	37,431
有 形 固 定 資 産	5,967,168	6,013,140
建 物	1,215,172	1,281,726
土 地	4,566,650	4,566,650
その他の有形固定資産	185,345	164,763
無 形 固 定 資 産	14,363	34,484
ソ フ ト ウ ェ ア	10,946	31,067
その他の無形固定資産	3,417	3,417
繰 延 税 金 資 産	134,308	132,797
債 務 保 証 見 返	668,346	994,710
貸 倒 引 当 金	△439,442	△498,385
(うち個別貸倒引当金)	(△120,933)	(△172,022)
資産の部合計	153,361,736	152,080,100

負債の部及び純資産の部

単位：千円

科 目	2023年度	2024年度
(負債の部)		
預 金 積 金	128,443,281	134,169,757
当 座 預 金	3,192,185	2,563,517
普 通 預 金	54,103,557	53,412,995
貯 蓄 預 金	20,559	20,944
通 知 預 金	171,609	127,121
定 期 預 金	66,683,338	73,692,615
定 期 積 金	3,907,804	3,444,654
そ の 他 の 預 金	364,226	907,908
借 用 金	15,467,500	9,362,500
借 入 金	15,467,500	9,362,500
そ の 他 負 債	530,677	532,387
未 決 済 為 替 借	86,591	75,217
未 払 費 用	86,889	122,893
給 付 補 て ん 備 金	2,091	1,876
未 払 法 人 税 等	63,770	21,117
前 受 収 益	114,472	126,641
払 戻 未 済 金	6,795	8,996
そ の 他 の 負 債	170,066	175,646
賞 与 引 当 金	41,396	42,500
退 職 給 付 引 当 金	139,762	137,919
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	59,190	68,750
そ の 他 の 引 当 金	23,770	30,390
繰 延 税 金 負 債		
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	966,385	966,385
債 務 保 証	668,346	994,710
負債の部合計	146,340,311	146,305,301
(純資産の部)		
出 資 金	640,741	633,625
普 通 出 資 金	640,741	633,625
利 益 剰 余 金	4,921,520	4,949,282
利 益 準 備 金	717,681	717,681
そ の 他 利 益 剰 余 金	4,203,838	4,231,600
特 別 積 立 金	4,000,000	4,160,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	203,838	71,600
処 分 未 済 持 分	△8,835	△9,250
会 員 勘 定 合 計	5,553,426	5,573,657
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△918,418	△2,185,275
土 地 再 評 価 差 額 金	2,386,417	2,386,417
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,467,998	201,141
純 資 産 の 部 合 計	7,021,424	5,774,798
負債及び純資産の部合計	153,361,736	152,080,100

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 35年~50年
そ の 他 3年~20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額

- 以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下「DCF法」という。)により計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は123百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- | | 過去勤務費用 | その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 |
|----------|--------|---|
| 数理計算上の差異 | | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から損益処理 |
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,832,300百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,853,684百万円 |
| 差引額 | △21,384百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月分）
- | | |
|--|---------|
| | 0.0818% |
|--|---------|

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び繰越不足金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金13百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 498百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。なお、貸倒引当金の金額の算出にあたっては、人件費高騰や物価高等の影響により今後予想される業績悪化の程度に不確実性が伴うことから、内容とする信用リスクを反映する目的で過去の貸倒実績率に一定の修正を加えた予想損失率を用いて計上しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」は、人件費高騰や物価高等の影響も踏まえたうえで、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、経済活動への影響の変化に伴い、上述の貸倒引当金の対象となる貸出金に係る予想損失率に変更があった場合には、上述の貸倒引当金額は増減する可能性があります。
14. 有形固定資産の減価償却累計額 3,466百万円
15. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,016百万円
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る）であります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 734百万円 |
| 危険債権額 | 1,391百万円 |
| 合計額 | 2,126百万円 |
- なお、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は該当ありません。破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は329百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 現金 | 1百万円 |
| 預け金（信金中央金庫定期預金） | 3,830百万円 |
| 有価証券 | 17,357百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 定期預金 | 4,000百万円 |
| 別段預金 | 304百万円 |
| 借入金 | 9,362百万円 |

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金（信金中央金庫定期預金）3,500百万円を差し入れております。

19. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法は、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「土地課税台帳に登録されている価額」をそのまま採用しております。

20. 出資1口当たりの純資産額 4,624円46銭

21. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動により不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱に関する諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による総合リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、総合リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、総合リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。このうち、総務企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っており、月次ベースで理事会に報告しております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量として、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい）、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとにより上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、2,439百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫はALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり得ます。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金	24,581	24,182	△398
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	2,825	2,540	△284
その他有価証券	23,726	23,726	-
(3)貸出金(*1)	92,027		
貸倒引当金(*2)	△498		
	91,529	91,508	△20
金融資産計	142,662	141,958	△703
(1)預金積金	134,169	134,227	57
(2)借入金	9,362	9,333	△29
金融負債計	143,532	143,560	28

(*1)貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、仕組預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.から25.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、下記の方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に想定される利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	46
信金中央金庫出資金(*)	748
合計	794

(*)非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	16,551	4,730	1,000	2,300
有価証券	1,726	5,357	9,093	10,966
満期保有目的の債券	1,000	-	-	2,000
その他有価証券のうち満期があるもの	726	5,357	9,093	8,966
貸出金(*2)	15,259	30,252	16,044	28,132
合計	33,356	40,339	26,137	41,398

(*1)預け金のうち、流動性預け金等は「1年以内」に含めております。

(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	121,579	12,535	-	57
借入金	7,200	2,162	-	-
合計	128,779	14,697	-	57

(*)預金積金のうち、要求払預金等は「1年以内」に含めております。

23.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下25.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,001	1,003	1
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	1,001	1,003	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,823	1,537	△286
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	1,823	1,537	△286
合計		2,825	2,540	△284

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	149	124	25
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,177	1,071	105
	小計	1,327	1,196	131
	株式	60	68	△7
	債券	16,708	18,648	△1,939
	国債	2,444	2,984	△540
合計	地方債	5,240	5,908	△668
	社債	9,024	9,755	△730
	その他	5,629	6,011	△382
	小計	22,399	24,729	△2,329
	合計	23,726	25,925	△2,198

24.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	113	39	-
債券	1,016	11	△0
国債	814	9	-
地方債	-	-	-
社債	201	1	△0
その他	618	56	△34
合計	1,748	107	△34

25.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理は該当ありません。

また、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価と比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して、必要と認められた額について減損処理を行っております。

26.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,495百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが4,994百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に(一年又は二年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額(個別)	67百万円
貸倒引当金繰入限度超過額(一般)	14
減価償却超過額	17
役員退職慰労引当金	19
貸出金未収利息有税分	1
賞与引当金	11
退職給付引当金	38
その他有価証券評価差額金	615
その他	21
繰延税金資産 小計	807
評価性引当額	△674
繰延税金資産 合計	133
繰延税金負債	
みなし譲渡簿価	0百万円
繰延税金負債 小計	0
繰延税金負債 合計	0
繰延税金資産の純額	132

損益計算書

単位：千円

科 目	2023年度	2024年度
経常収益	2,450,635	2,486,276
資金運用収益	2,122,871	2,113,186
貸出金利息	1,756,514	1,701,849
預け金利息	32,624	90,042
有価証券利息配当金	319,990	307,521
その他の受入利息	13,742	13,772
役務取引等収益	250,743	271,914
受入為替手数料	55,691	57,962
その他の役務収益	195,052	213,952
その他業務収益	51,352	55,216
国債等債券売却益	36,682	44,896
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	14,670	10,320
その他経常収益	25,667	45,958
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	203	412
その他の経常収益	25,463	45,546
経常費用	2,187,360	2,409,621
資金調達費用	51,536	101,371
預金利息	49,107	87,451
給付補てん備金繰入額	1,131	817
借用金利息	1,296	13,102
役務取引等費用	292,065	310,529
支払為替手数料	11,619	12,039
その他の役務費用	280,446	298,490
その他業務費用	20,911	34,279
国債等債券売却損	—	135
国債等債券償還損	20,900	34,048
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	11	96
経費	1,695,456	1,802,660
人件費	1,014,790	1,059,161
物件費	521,558	572,429
税金	159,108	171,069
その他経常費用	127,390	160,780
貸倒引当金繰入額	24,888	70,740
貸出金償却	58,061	38,354
株式等売却損	1,042	—
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	43,398	51,684
経常利益	263,274	76,654
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	1,994	—
動産不動産処分損	—	—
固定資産処分損	1,994	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	261,279	76,654
法人税・住民税及び事業税	89,111	40,010
法人税等調整額	△9,306	△10,225
法人税等合計	79,804	29,785
当期純利益	181,475	46,869
繰越金(当期首残高)	22,363	24,731
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	203,838	71,600

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 36円94銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

単位：千円

科 目	2023年度	2024年度
当期末処分剰余金	203,838	71,600
繰越金(当期首残高)	22,363	24,731
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期純利益	181,475	46,869
特別積立金取崩額	—	—
剰余金処分量	179,107	48,873
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	19,107	18,873
役員賞与金	—	—
特別積立金	160,000	30,000
(うち100周年事業積立金)	(30,000)	—
繰越金(当期末残高)	24,731	22,727
(出資配当率)	(年3.0%)	(年3.0%)

業務粗利益

単位：千円

項 目	2023年度	2024年度
資金運用収支	2,071,335	2,011,814
資金運用収益	2,122,871	2,113,186
資金調達費用	51,536	101,371
役務取引等収支	△41,322	△38,615
役務取引等収益	250,743	271,914
役務取引等費用	292,065	310,529
その他業務収支	30,441	20,937
その他業務収益	51,352	55,216
その他業務費用	20,911	34,279
業務粗利益	2,060,454	1,994,136
業務粗利益率(%)	1.36	1.34

(注1) 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

(注2) 業務粗利益率は業務粗利益を貸出金等の資金運用勘定平均残高で除した利益率です。

業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

資金運用勘定 = 貸出金・預け金・有価証券のことで。

業務純益

単位：千円

業 務 純 益	2023年度	2024年度
業 務 純 益	368,680	194,352
実 質 業 務 純 益	375,267	202,206
コ ア 業 務 純 益	359,485	191,493
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	314,244	170,943

(注1) 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

(注2) 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

(注3) コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定の平均残高等

単位：平均残高：百万円、利息：千円、利回り：%

	2023年度			2024年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	150,775	2,122,871	1.40	148,150	2,113,186	1.42
うち貸出金	95,146	1,756,514	1.84	92,017	1,701,849	1.84
うち預け金	26,303	32,624	0.12	27,241	90,042	0.33
うち有価証券	28,765	319,990	1.11	28,142	307,521	1.09
資金調達勘定	149,858	51,536	0.03	147,513	101,371	0.06
うち預金積金	136,402	50,239	0.03	137,449	88,269	0.06
うち借入金	13,456	1,296	0.00	10,064	13,102	0.13

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭信託等運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

受取利息・支払利息の増減

単位：千円

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	13,142	66,515	79,657	△43,157	33,472	△9,685
うち貸出金	37,105	41,409	78,514	△57,506	2,842	△54,664
うち預け金	△2,597	△1,732	△4,329	1,206	56,211	57,418
うち有価証券	9,527	△4,053	5,474	△6,811	△5,657	△12,468
支払利息	280	△1,244	△963	△792	50,627	49,835
うち預金積金	△188	△560	△748	371	37,658	38,030
うち借入金	379	△594	△214	△225	12,031	11,805

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

経費の内訳

単位：千円

	2023年度	2024年度
人件費	1,014,790	1,059,161
報酬給料手当	815,523	859,394
退職給付費用	73,843	68,733
その他	125,423	131,033
物件費	521,558	572,429
事務費	227,575	241,911
固定資産費	70,684	74,720
事業費	40,119	46,178
人事厚生費	12,542	12,068
有形固定資産償却	145,716	167,239
無形固定資産償却	4,367	9,911
その他	20,552	20,399
税金	159,108	171,069
合計	1,695,456	1,802,660

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	68

(注1)対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)

(注2)上記の内訳は、「基本報酬」58百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金部分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注1)対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2)「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注3)2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券
該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

単位：百万円

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,006	1,022	15	1,001	1,003	1
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,006	1,022	15	1,001	1,003	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	947	825	△122	1,823	1,537	△286
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	947	825	△122	1,823	1,537	△286
合 計		1,954	1,848	△106	2,825	2,540	△284

(注1) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注2) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

3. その他有価証券

単位：百万円

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	281	198	83	149	124	25
	債 券	2,372	2,348	24	—	—	—
	国 債	421	408	12	—	—	—
	地方債	446	444	2	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,504	1,494	9	—	—	—
	そ の 他	2,058	1,885	173	1,177	1,071	105
	小 計	4,712	4,431	280	1,327	1,196	131
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	11	11	0	60	68	△7
	債 券	15,038	16,016	△977	16,708	18,648	△1,939
	国 債	2,503	2,789	△285	2,444	2,984	△540
	地方債	5,030	5,367	△337	5,240	5,908	△668
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	7,504	7,859	△354	9,024	9,755	△730
	そ の 他	5,209	5,455	△245	5,629	6,011	△382
	小 計	20,259	21,483	△1,224	22,399	24,729	△2,329
合 計	24,972	25,915	△943	23,726	25,925	△2,198	

(注1) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注2) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

単位：百万円

	2023年度	2024年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	46	46
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	748	748
合 計	794	794

金銭の信託の時価等情報

該当ございません。

規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等）

該当ございません。

総資産利益率

単位：%

	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.16	0.04
総資産当期利益率	0.11	0.02

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

総資金利鞘

単位：％

	2023年度	2024年度
資金運用利回	1.40	1.42
資金調達原価率	1.15	1.28
総資金利鞘	0.24	0.14

預貸率・預証率

単位：％

	2023年度	2024年度
預貸率	期末	68.59
	期中平均	66.94
預証率	期末	19.82
	期中平均	20.47

預金積金及び譲渡性預金平均残高

単位：百万円

	2023年度	2024年度
流動性預金	61,223	60,653
うち有利息預金	43,451	43,497
定期性預金	74,875	76,415
うち固定金利定期預金	70,667	72,837
うち変動金利定期預金	0	0
その他	301	380
計	136,402	137,449
譲渡性預金	—	—
合計	136,402	137,449

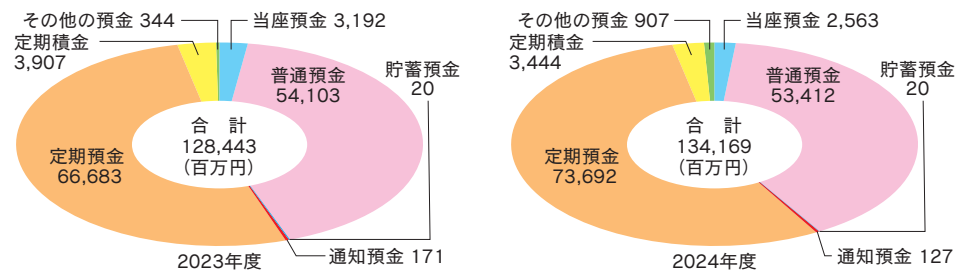
(注1) 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

(注2) 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

預金科目別残高

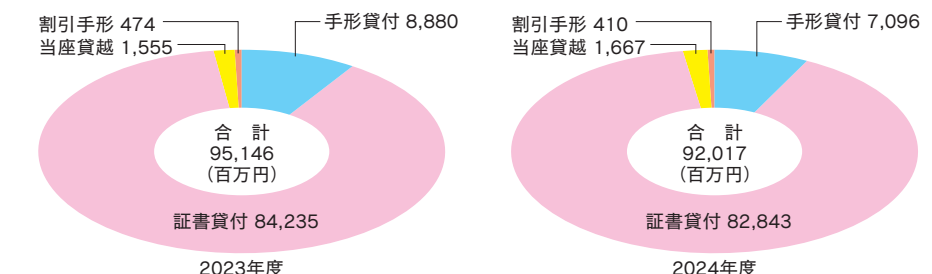


定期預金残高

単位：百万円

	2023年度	2024年度
定期預金	66,683	73,692
固定金利定期預金	66,683	73,692
変動金利定期預金	0	0
その他	—	—

貸出金平均残高



貸出金残高

単位：百万円

		2023年度	2024年度
貸	出	94,063	92,027
	変 動	54,788	53,657
	固 定	39,275	38,370

貸出金業種別内訳

単位：百万円、%

	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比%	金 額	構成比%
製 造 業	2,136	2.3	2,138	2.3
農 業、林 業	37	0.0	37	0.0
漁 業	20	0.0	18	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	51	0.1	49	0.1
建 設 業	9,031	9.6	8,456	9.2
電気・ガス・熱供給・水道業	267	0.3	235	0.3
情 報 通 信 業	748	0.8	811	0.9
運 輸 業、郵 便 業	813	0.9	748	0.8
卸 売 業、小 売 業	9,015	9.6	8,040	8.7
金 融 業、保 険 業	1,648	1.8	2,640	2.9
不 動 産 業	39,389	41.9	37,091	40.3
物 品 賃 貸 業	448	0.5	497	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	2,932	3.1	2,745	3.0
宿 泊 業	929	1.0	911	1.0
飲 食 業	4,357	4.6	4,458	4.8
生活関連サービス業、娯楽業	2,738	2.9	2,698	2.9
教 育、学 習 支 援 業	185	0.2	152	0.2
医 療、福 祉	890	0.9	928	1.0
そ の 他 の サ ー ビ ス	3,797	4.0	3,832	4.2
小 計	79,450	84.5	76,484	83.1
国・地方公共団体等	831	0.9	679	0.7
個 人	13,782	14.7	14,848	16.1
合 計	94,063	100.0	92,027	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別内訳

単位：百万円、%

	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比%	金 額	構成比%
設 備 資 金	55,568	59.1	55,017	59.8
運 転 資 金	38,495	40.9	37,010	40.2
合 計	94,063	100.0	92,027	100.0

貸出金担保別内訳

単位：百万円

	2023年度	2024年度
当 金 庫 預 金 積 金	511	544
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	32,130	31,258
そ の 他	—	—
小 計	32,642	31,802
信用保証協会・信用保険	27,720	25,995
保 証	9,502	10,240
信 用	24,197	23,988
合 計	94,063	92,027

債務保証見返担保別内訳

単位：百万円

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
不動産	—	—
不動産	299	590
その他	—	—
小計	299	590
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	0	—
信用	368	404
合計	668	994

保有有価証券残高

①商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

②有価証券の残存期間別残高

○2023年度

単位：百万円

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	1,200	200	—	—	3,800	—	5,200
地方債	—	540	626	371	1,139	3,135	—	5,812
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	400	211	1,044	1,508	3,600	2,600	—	9,363
株式	—	—	—	—	—	—	338	338
外国証券	200	800	1,200	700	1,100	600	447	5,047
その他の証券	—	86	99	371	396	210	1,129	2,293
合計	600	2,837	3,169	2,950	6,235	10,346	1,914	28,055

○2024年度

単位：百万円

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	1,000	—	—	—	100	4,900	—	6,000
地方債	320	565	506	183	1,268	3,066	—	5,909
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	6	829	1,428	1,400	3,800	2,300	—	9,763
株式	—	—	—	—	—	—	256	256
外国証券	400	800	1,100	800	900	600	442	5,042
その他の証券	—	—	129	614	27	100	1,089	1,961
合計	1,726	2,194	3,163	2,997	6,096	10,966	1,788	28,932

③有価証券の種類別の平均残高

単位：百万円

	2023年度	2024年度
国債	5,521	5,458
地方債	6,098	5,895
短期社債	—	—
社債	9,165	9,448
株式	287	256
外国証券	5,458	4,976
その他の証券	2,234	2,107
合計	28,765	28,142

貸出金償却額

単位：千円

	2023年度	2024年度
貸出金償却額	58,061	38,354

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

単位：百万円、%

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2023年度	410	410	355	54	100.00	100.00
	2024年度	734	734	622	112	100.00	100.00
危 険 債 権	2023年度	1,629	1,424	1,358	65	87.38	24.29
	2024年度	1,391	1,210	1,151	59	87.00	24.74
要 管 理 債 権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
三月以上 延滞債権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
小 計 (A)	2023年度	2,040	1,834	1,713	120	89.92	37.03
	2024年度	2,126	1,945	1,773	172	91.49	48.75
正 常 債 権 (B)	2023年度	92,740					
	2024年度	90,939					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2023年度	94,780					
	2024年度	93,066					

- (注1)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- (注3)「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- (注4)「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- (注5)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- (注6)「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- (注7)「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- (注8)「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- (注9)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

主な手数料一覧

※消費税を含んでおります。

(2025年6月30日現在)

単位：円

ATM利用振込手数料

	しんぎんのキャッシュカード		現 金	
	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上
他 行 ・ 他 金 庫 宛	330	550	440	660
当 金 庫 内	110	110	110	220

単位：円

保管業務関係手数料

種 類	単 位	金 額
夜間金庫利用手数料	月 額	2,200
入金帳発行手数料	1 冊	2,200(会員1,650)
貸金庫手数料	標 準 型	月 額 770
	A 型	月 額 1,045
	B 型	月 額 1,320
	C 型	月 額 2,420

単年自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

単位：百万円

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,534	5,564
うち、出資金及び資本剰余金の額	640	633
うち、利益剰余金の額	4,921	4,949
うち、外部流出予定額(△)	19	18
うち、上記以外に該当するものの額	△8	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	318	326
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	318	326
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格引当金調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	5,852	5,890
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14	34
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	14	34
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	14	34
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ)-(ロ))(ハ)	5,838	5,855
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	70,029	59,044
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,006	3,482
信用リスク・アセット調整額	—	—
フ ロ ア 調 整 額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	74,036	62,526
自 己 資 本 比 率		
自 己 資 本 比 率 ((ハ)/(ニ))	7.88%	9.36%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	70,029	2,801	59,044	2,361
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	67,729	2,709	57,162	2,286
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	20	0	10	0
我が国の政府関係機関向け	20	0	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,062	122	4,401	176
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	4,401	176
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	20,666	826	17,404	696
中小企業等向け及び個人向け	12,863	514	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	8,139	325
トランザクター向け	—	—	292	11
抵当権付住宅ローン	1,995	79	—	—
不動産取得等事業向け	19,453	778	—	—
不動産関連向け	—	—	20,322	812
自己居住用不動産等向け	—	—	4,401	176
賃貸用不動産向け	—	—	12,374	494
事業用不動産関連向け	—	—	3,545	141
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	200	8
三月以上延滞等	50	2	—	—
延滞等向け	—	—	1,233	49
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	114	4
取立未済手形	12	0	10	0
信用保証協会等による保証付	548	21	586	23
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	510	20	—	—
重要な出資のエクスポージャー	510	20	—	—
株 式 等	—	—	—	—
上 記 以 外	8,323	332	4,073	162
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,105	44	1,102	44
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	273	10	299	11
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	6,944	277	2,671	106
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再 証 券 化	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみならず計算が適用されるエクスポージャー	1,786	71	1,876	75
リスク・スルー方式	1,786	71	1,876	75
マ ン デ ー ト 方 式	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (250%)	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (400%)	—	—	—	—
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式 (1250%)	—	—	—	—
④未 決 済 取 引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	4	0	4	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額*5	4,006	160	3,482	139
BI	—	—	2,321	—
BIC	—	—	278	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	74,036	2,961	62,526	2,501

(注1) 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
(注2) 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
(注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
(注4) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
(注5) 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しております（2023年度計数）。
(注6) 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
(注7) 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しております（2024年度計数）。
(注8) 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

(3) 信用リスクに関する事項
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
(地域別・業種別及び残存期間別)

単位：百万円

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引		債券		デリバティブ取引		2023年度	2024年度		
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度				
国	内	143,666	142,367	94,780	94,558	20,461	21,618	—	—	150	2,130
	外	4,504	4,498	—	—	4,504	4,498	—	—	—	—
地域別合計		148,170	146,866	94,780	94,558	24,965	26,117	—	—	150	2,130
製造業		4,414	4,538	2,143	2,160	2,204	2,304	—	—	—	175
農業、林業		37	37	37	37	—	—	—	—	—	25
漁業		20	18	20	18	0	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		51	49	51	49	—	—	—	—	51	49
建設業		9,464	8,940	9,264	8,732	200	200	—	—	63	382
電気・ガス・熱供給・水道業		2,069	2,044	267	236	1,801	1,801	—	—	—	—
情報通信業		1,676	1,525	748	814	896	696	—	—	—	9
運輸業、郵便業		2,479	2,407	1,010	959	1,402	1,402	—	—	—	—
卸売業、小売業		9,513	8,713	9,008	8,112	500	600	—	—	7	136
金融業、保険業		28,031	32,802	1,650	2,647	4,904	5,500	—	—	—	1
不動産業		40,426	38,131	39,527	37,257	601	601	—	—	9	557
物品賃貸業		448	527	448	527	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		2,934	2,786	2,934	2,786	—	—	—	—	3	55
宿泊業		930	911	930	911	—	—	—	—	—	—
飲食業		4,452	4,882	4,452	4,882	—	—	—	—	—	257
生活関連サービス業、娯楽業		2,739	2,731	2,739	2,731	—	—	—	—	8	10
教育、学習支援業		185	153	185	153	—	—	—	—	—	6
医療、福祉		891	937	891	937	—	—	—	—	—	32
その他のサービス		4,100	4,251	3,799	3,850	300	400	—	—	2	198
国・地方公共団体等		12,984	13,286	832	679	12,152	12,607	—	—	—	—
個人		13,801	16,044	13,801	16,044	—	—	—	—	1	232
その他		6,516	1,143	32	28	—	—	—	—	—	—
業種別合計		148,170	146,866	94,780	94,558	24,965	26,117	—	—	150	2,130
1年以下		12,654	13,610	9,929	9,804	691	1,803	—	—	—	—
1年超3年以下		13,402	13,054	6,207	7,983	2,890	2,337	—	—	—	—
3年超5年以下		9,258	10,998	6,037	5,812	3,221	3,177	—	—	—	—
5年超7年以下		15,507	15,169	12,437	12,152	2,719	2,517	—	—	—	—
7年超10年以下		19,720	19,348	13,168	12,564	6,051	6,284	—	—	—	—
10年超		58,084	57,935	46,891	45,629	9,392	9,997	—	—	—	—
期間の定めのないもの		19,542	16,749	107	612	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計		148,170	146,866	94,780	94,558	24,965	26,117	—	—	—	—

- (注1) オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
(注2) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
(注3) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
(注4) 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーのことです。
(注5) CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
(注6) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単位：百万円

	期別	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	311	318	—	311	318
	2024年度	318	326	—	318	326
個別貸倒引当金	2023年度	125	120	22	102	120
	2024年度	120	172	11	109	172
合計	2023年度	437	439	22	414	439
	2024年度	439	498	11	427	498

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単位：百万円

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製 造 業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	2
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・ 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	19	23	23	69	1	—	17	23	23	69	23	7
電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	50	47	47	44	13	8	38	38	47	44	25	25
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	10	8	8	5	—	—	10	8	8	5	1	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	3	—	—	1	3	—	—	—	—	1	3	2
宿 泊 業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
飲 食 業	5	1	1	3	4	—	1	1	1	3	3	—
生活関連サービ ス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	3	3	—	—	3	—	—	3	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	2	2	10	—	—	—	2	2	10	—	—
その他サービス	32	32	32	31	—	—	32	32	32	31	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	1	1	1	2	—	—	1	1	1	2	—	—
合 計	125	120	120	172	22	11	102	109	120	172	58	38

(注1)当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注2)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

単位：百万円

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
2024年度						
現金	1,226	—	1,226	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,778	—	16,778	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	401	—	401	—	200	50%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,595	—	7,595	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	135	—	135	—	10	7%
我が国の政府関係機関向け	126	—	126	—	—	0%
地方三公社向け	100	—	100	—	—	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	18,760	—	18,760	—	4,401	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	18,760	—	18,760	—	4,401	23%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	25,531	1,424	25,066	759	17,404	67%
特定貸付債権向け	25,531	—	25,066	—	16,724	67%
中堅中小企業等向け及び個人向け	13,679	14,349	12,614	1,113	8,139	59%
トランザクター向け	—	11,642	—	759	292	38%
不動産関連向け	39,830	100	39,707	100	20,322	51%
自己居住用不動産等向け	13,229	—	13,200	—	4,401	33%
賃貸用不動産向け	22,716	100	22,655	100	12,374	54%
事業用不動産関連向け	3,884	—	3,852	—	3,545	92%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	200	—	200	—	200	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	891	43	878	4	1,233	140%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	239	—	239	—	114	48%
取立未済手形	50	—	50	—	10	20%
信用保証協会等による保証付	18,356	3	18,356	0	586	3%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	467	—	467	—	467	100%
合計					53,089	

(注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(注2) 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

(注3) 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 単位：百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2024年度															
現金	1,226	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,778	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	401	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,275	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	135	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	126	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	15,662	—	3,606	—	—	—	—	—	—	193	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	601	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	4,907	—	—	—	—	—	—	—	—	4,601	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	759	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	759	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	2,111	782	5,408	0	1,341	—	857	—	6,171	999	3	5,793	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	2,111	782	1,777	0	—	—	857	—	—	999	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	3,630	—	1,341	—	—	—	6,171	—	3	5,793	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	12,496	5,860	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	40,138	5,860	—	22,732	782	9,014	0	1,341	—	857	—	6,931	6,200	3	5,793	—

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,226
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,778
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	401
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,275
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	135
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	126
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,462
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	601
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	301	—	14,074	—	—	1,942	—	—	—	—	—	—	—	—	25,826
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	12,874	—	—	—	—	93	—	—	—	—	—	—	—	—	13,727
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	759
不動産関連向け	7,528	5,146	—	—	1,743	—	—	669	1,251	—	—	—	—	—	—	39,808
自己居住用不動産等向け	6,671	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,200
賃貸用不動産向け	—	5,146	—	—	—	—	—	669	—	—	—	—	—	—	—	22,756
事業用不動産関連向け	857	—	—	—	1,743	—	—	—	1,251	—	—	—	—	—	—	3,852
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	67	—	—	—	—	810	—	—	—	878
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	239	—	—	—	—	—	—	—	—	244
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,357
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	466	—	—	467
合計	7,528	18,322	—	14,074	1,743	—	2,343	669	1,251	—	—	810	466	—	—	146,866

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	27,161
10%	—	20,890
20%	4,306	15,125
35%	—	6,206
50%	4,905	100
75%	—	23,125
100%	401	45,596
150%	—	33
250%	—	—
1250%	—	318
その他	—	—
合計	148,170	

(注1) 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
 (注2) エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 (注3) コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

単位：百万円、%

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	2024年度		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	86,277	2,030	10	86,420
40%~70%	24,384	9,665	10	24,900
75%	15,086	2,725	20	14,470
80%	—	—	—	—
85%	13,991	1,098	48	14,059
90%~100%	3,658	362	65	3,868
105%~130%	1,920	—	0	1,920
150%	767	40	10	759
250%	466	—	0	466
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	146,553	15,922	16	146,866

(注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 (注2) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実行する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,076	1,163	35,029	34,636	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単位：百万円

	2023年度	2024年度
	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
与信相当額の算出に用いる方式	—	—
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を実行する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

単位：百万円

	担保による信用リスク削減手法の効果を実行する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を実行した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
①派生商品取引合計	15	15	15	15
(i)外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii)金利関連取引	15	15	15	15
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	15	15	15	15

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項 該当ございません。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

単位：百万円

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	655	655	484	484
非 上 場 株 式 等	795	—	795	—
合 計	1,451	655	1,279	484

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位：百万円

	2023年度	2024年度
売 却 益	19	68
売 却 損	1	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

単位：百万円

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	147	19

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

単位：百万円

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位：百万円

	2023年度	2024年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,786	1,876
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

単位：百万円

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,439	2,680	0	0
2	下方パラレルシフト	—	—	53	29
3	ス テ ィ ー プ 化	2,288	2,365		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	2,439	2,680	53	29
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	5,855		5,838	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

～定性的な開示事項～

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	福岡信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	633百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。なお、将来の自己資本の充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは毀損し、当金庫が損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最も重要なリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理部門、総合リスク管理委員会と協議検討を行うとともに、必要に応じて常務理事会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の便分けは行っておりません。

例格付投資情報センター (R&I)、㈱日本格付研究所 (JCR)
スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング (S&P)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行うしております。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに評価・管理を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類を考慮し対応しております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、主に市場リスクの適切な管理を行うことを目的として、派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、金利関連取引として金利スワップ取引があります。

派生商品取引には、市場リスクや信用リスクが内包されております。市場リスクに対しては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産の市場リスクが相殺されるように管理しております。また、信用リスクに対しては、お客さまとの総与信取引と一体的に管理することによって与信判断を行っているため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は行っておりません。

また、有価証券関連取引にも、派生商品取引に該当するものがありますが、有価証券にかかる運用方針において定める運用枠内での取引に限定しております。さらに、取引にあつては「資金運用規程」に基づき、適正な運用・管理を行っております。

6-1. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

6-2. CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算出される対象取引の概要
CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に派生商品取引が対象となります。

(2) CVAリスクの特性及びCVAリスク管理態勢の概要
CVAリスクは、主に派生商品取引の相手方の信用力や市場要因等によって影響を受けます。当金庫では、前半期に自己資本比率算出において、CVAリスク相当額を算出するとともに、前半期の算出値と比較し、その変化を確認しております。なお、CVAリスクのヘッジは行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じることによる損失」に定義しております。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと捉え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

オペレーショナル・リスク相当額の計測手法は、標準的手法を用いて算出しております。

また、これらのリスクに関しましては、管理部門、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣により、理事会等にて報告する態勢を整備しております。

(2) BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しております。

(3) ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)の値に「1」を用いる方法を採用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ございません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ございません。

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託その他他金中央金庫等への出資が該当します。そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度の遵守状況を定期的にリスク管理担当役員に報告するとともにストレス・テストなど複合的なリスクの分析を実施し、理事会等へ報告しております。

また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけされており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあつては、当金庫が定める「資金運用規程」等に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、その他他金中央金庫等への出資に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く)に関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的な計測を行い、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

・金利リターン方式

・コア預金

対象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から

差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を

上限

満期：5年以内(平均2.5年)

・金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

パーセントリターン(1%タイル値又は99%タイル値)

・リスク計測の頻度

四半期毎(前月末基準)

また、上記の手法とは別に、有価証券等の内、債券については、毎日10BPV法による金利リスク量を測定し、担当役員に報告しております。

用語解説

リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。	ALM	ALM(Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理といひ、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)。	適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に指定している。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、債務保証などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。	信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいひ、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等を行う。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その中で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。	市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅢにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が10%に満たされていないものを指す。	派生商品取引	(=デリバティブ取引)有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を目指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
不動産取得等事業者	(代表的な解釈としては)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。	証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいひ、具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。	コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定める。
標準的手法	オペレーショナル・リスク相当額の計測手法。事業規模要素(BIC)に内部損失乗数(ILM)を乗じて算出する。事業規模要素(BIC)は事業規模指標(BI)に応じた掛目(BIが1,000億円以下の場合又は12%)を乗じたもの。内部損失乗数(ILM)=1を適用。	金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいう。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナルリスクの各リスクアセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)。	ΔEVE	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。EVEはEconomic Value of Equityの略。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナルリスクの各リスクアセットの総額)。	ΔNII	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。NIIはNet Interest Incomeの略。
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。		
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。		

開示項目

本ディスクロージャー誌は信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条(下記の開示項目一覧)に基づいて作成しています。

金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 理事・監事の氏名及び役職名……………5
- (2) 事業の組織……………6
- (3) 金庫の主要な事業の内容……………6

金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況……………27
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況……………27
 - ① 経常収益……………27
 - ② 経常利益……………27
 - ③ 業務純益……………27
 - ④ 当期純利益……………27
 - ⑤ 出資総額及び出資総口数……………27
 - ⑥ 純資産額……………27
 - ⑦ 総資産額……………27
 - ⑧ 預金積金残高……………27
 - ⑨ 貸出金残高……………27
 - ⑩ 有価証券残高……………27
 - ⑪ 単体自己資本比率……………27
 - ⑫ 出資に対する配当金……………27
 - ⑬ 職員数……………27
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況
 - ① 主要な業務の状況を示す指標
 - ・ 業務粗利益、業務粗利益率及び業務純益……………32
 - ・ 資金運用収支、役務取引等収支及び
その他業務収支……………32
 - ・ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の
平残・利息・利回り……………32
 - ・ 受取利息及び支払利息の増減……………33
 - ・ 総資産経常利益率……………34
 - ・ 総資産当期利益率……………34
 - ② 預金に関する指標……………35
 - ③ 貸出金に関する指標……………35・36
 - ④ 有価証券に関する指標……………37

金庫の事業の運営に関する事項

- (1) 法令等遵守の態勢……………12・13
- (2) 個人情報の保護に関する体制……………13・14
- (3) リスク管理の体制……………15
- (4) 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要……………16・17

金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書……………28～32
- (2) 金融再生法開示債権の状況……………38
- (3) 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び
評価損益
 - ① 有価証券……………34
 - ② 金銭の信託……………34
 - ③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引
(デリバティブ取引等)……………34
- (4) 貸出金償却額……………37
- (5) 会計監査人の監査……………27

その他開示項目

- (1) 基本方針……………5
- (2) 沿革・あゆみ……………7
- (3) トピックス……………8
- (4) 総代会制度・総代名簿・選考基準……………9・10
- (5) 地域密着型金融推進計画……………11
- (6) 社会貢献(当金庫と地域社会)……………18～22
- (7) 営業のご案内(商品・サービス)……………23～26
- (8) 経費の内訳……………33
- (9) 報酬体系について……………33
- (10) 預貸率・預証率……………35
- (11) 店舗のご案内(ネットワーク)……………49・50
- (12) 主な手数料……………38
- (13) おかげさまで100周年……………3・4

単体における事業年度の開示事項

- (1) 自己資本の構成に関する事項……………39
- (2) 自己資本の充実度に関する事項……………40
- (3) 信用リスクに関する事項……………41～45
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項……………45
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
リスクに関する事項……………45
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項……………46
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項……………46
- (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項……………46
- (9) 金利リスクに関する事項……………46
当金庫の自己資本の充実の状況等について
～定性的な開示事項～……………47

Fukuoka Shinkin NETWORK

2025年6月30日現在

1 本店



〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目6-8
☎751-4731 (ATM: 平日・土・日・祝日稼働)
貸金庫 夜間金庫



4 薬院支店



〒810-0022 福岡市中央区薬院4丁目1-1
☎531-0638 (ATM: 平日・土・日・祝日稼働)
11:30~12:30窓口休業

貸金庫 夜間金庫

5 博多駅南支店



〒812-0016 福岡市博多区博多駅南4丁目10-18
☎431-3563 (ATM: 平日・土・日・祝日稼働)
11:30~12:30窓口休業

貸金庫 夜間金庫

7 馬出支店



〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目13-32
☎651-7036 (ATM: 平日・土・日・祝日稼働)
11:30~12:30窓口休業

貸金庫 夜間金庫

8 博多北支店



〒812-0020 福岡市博多区対馬小路6-1
☎291-8741 (ATM: 平日・土・日・祝日稼働)
11:30~12:30窓口休業

貸金庫 夜間金庫

9 六本松支店



〒810-0045 福岡市中央区草香江2丁目1-3
☎751-2372 (ATM: 平日・土・日・祝日稼働)
11:30~12:30窓口休業

夜間金庫

11 井尻支店



〒811-1311 福岡市南区横手2丁目35-6
☎591-1077 (ATM: 平日・土・日・祝日稼働)
11:30~12:30窓口休業

夜間金庫

12 香椎支店



〒813-0013 福岡市東区香椎駅前2丁目4-21
☎681-5561 (ATM:平日・土・日・祝日稼働)

貸金庫 夜間金庫

13 姪浜支店



〒819-0002 福岡市西区姪の浜3丁目3-6
☎881-0631 (ATM:平日・土・日・祝日稼働)

貸金庫 夜間金庫

14 西新支店 **3** 唐人町支店
6 藤崎出張所



〒814-0002 福岡市早良区西新5丁目2-3
☎821-7231 (ATM:平日・土・日・祝日稼働)

貸金庫 夜間金庫

15 中尾支店



〒811-1364 福岡市南区中尾3丁目42-1
☎561-6658 (ATM:平日・土・日・祝日稼働)
11:30~12:30窓口休業

貸金庫 夜間金庫

16 七隈支店



〒814-0133 福岡市城南区七隈3丁目5-6
☎862-1411 (ATM:平日・土・日・祝日稼働)
11:30~12:30窓口休業

貸金庫 夜間金庫

17 野芥支店



〒814-0171 福岡市早良区野芥4丁目45-3
☎863-8331 (ATM:平日・土・日・祝日稼働)
11:30~12:30窓口休業

貸金庫 夜間金庫

店舗外ATM

■藤崎商店街ATMコーナー

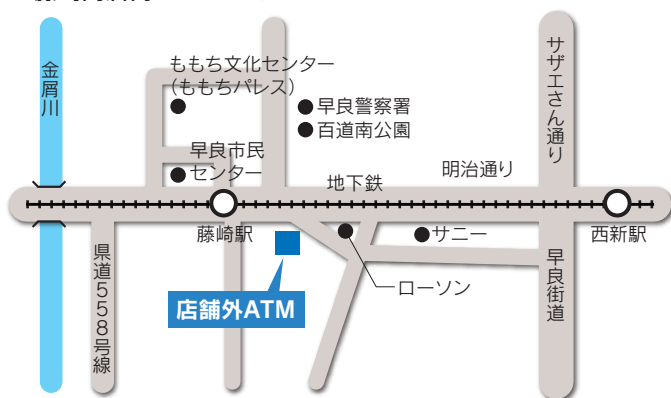
福岡市早良区高取2丁目17-40

〈平日・土・日・祝日〉

9:00~18:00

当金庫のキャッシュカードはセブン銀行ATM、ローソン銀行ATMでもご利用になれます。

藤崎商店街ATMコーナー

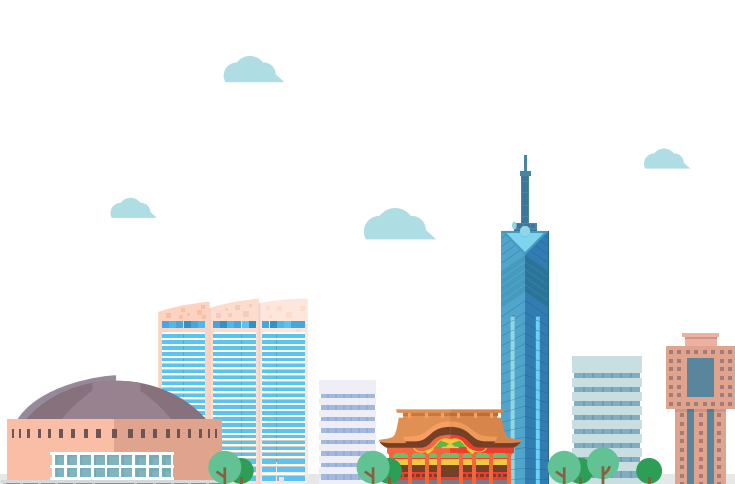


福岡しんきんのATMが便利になりました。

当金庫の通帳またはキャッシュカードをお使いになる場合
当金庫ATMの入金・出金手数料はATM稼働時間中ならいつでも無料!

ご入金も! 手数料 **0**円 ご出金も!

福岡しんきん 福岡信用金庫





福岡信用金庫本店



発行 2025年7月 福岡信用金庫
〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目6番8号
天神ツインビル
TEL092-751-4732

<https://www.fukuoka-shinkin.co.jp>